

平成19年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

平成19年9月12日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

1 番 西 山 和 樹 君

2 番 室 田 隆一郎 君

3 番 東 まさ子 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 今 西 孝 司 君

8 番 小 田 耕 治 君

9 番 畠 中 勉 君

10 番 山 田 均 君

11 番 藤 田 正 夫 君

12 番 山 内 武 夫 君

13 番 篠 塚 信太郎 君

14 番 吉 田 忍 君

16 番 野 口 久 之 君

17 番 野 間 和 幸 君

18 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18人）

町長	松原茂樹君
副町長	上田正君
教育長	山本和之君
会計管理者	藤田義幸君
参事	田淵敬治君
瑞穂支所長	上田進君
和知支所長	岩崎弘一君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	伴田邦雄君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	藤田真君
教育次長	長谷川博文君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番議員・吉田 忍君、16番議員・野口久之君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

昨日、本会議終了後、決算特別委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、結果を報告します。

委員長に畠中 勉君、副委員長に篠塚信太郎君。

以上のおりであります。よろしく願いいたします。

本日の本会議に、瑞穂ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可いたしましたので、報告いたします。

《日程第3、一般質問》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、今西孝司君の発言を許可します。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 皆さん、おはようございます。美里会の今西です。

先に提出しております通告書に従い、早速私の一般質問に入らせていただきますが、佐賀県で行われましたインターハイにおいて、我が町の学校である須知高校女子ホッケー一部が優勝し、全国制覇を果たされたことに対し、衷心よりお喜びを申し上げたいと思います。

田舎町の小さな学校が日本一になったことは、実に素晴らしいことであり、大きな評価に

値するものであると思います。選手の皆さんには、心からおめでとうと言いたいし、須知という地名を「しゅうち」とはなかなか読んでもらえず、「すち」とか「すうち」とか読まれますが、「しゅうち」の名を全国区にまで高めてくれたこともうれしく思います。

農業高校として古い歴史のある高校ですが、職業科であった「家政科」がなくなり、次には「農業科」もなくなり、後を受けた「農業畜産科」もなくなり、職業科では「食品科学科」になりました。その上、少子・高齢化のあおりを受け、生徒数も減少の一途をたどり、公立高校の統廃合が言われる昨今、その存続さえも危ぶまれるような高校のチームがインターハイにおいて全国優勝を果たしたことは、京丹波町に大きな喜びと誇りをもたらせたと言えるでしょう。

最近の京丹波町は、三町が合併し、「さあこれから」というときに水道事業に係る汚職が発覚し、町民は意気消沈し切っていたときであります。高校生の若い力によって、この町に活力という息吹を吹き込んでくれたことに対し、衷心より感謝の言葉を贈りたいと思います。

まず最初にこの言葉を申し述べ、本題に入らせていただきます。

まず最初に、下山の問題3点としてお伺いいたします。

現在工事が行われております、富田長野側の下山バイパスと国道27号線との取り合い部分の工事に関連して、国道27号線、下山栄農橋と富田長野間の自転車歩道の最終工事も着手されておりますが、この自転車歩道の実現は、下山地域から蒲生野中学校、須知高校に自転車通学をする子どもたちの安全確保のために、大きな役割を果たすものとなっているものと確信いたしております。

その自転車歩道も、いよいよ最終工区を残すのみとなりました。その工事の交差点のおさまりといたしますか、展開はどのようになるのか、国土交通省の方からは詳しい説明がなされているものと思いますので、その全容を明らかにしていただきたいと思います。

また、重ねてお願いしておきたいことは、この地点の工事中、自転車に乗った人が通行をする場合は、何よりも通行者の安全を優先し、工事を一時中止してでも安全に通行ができるようにすることを、国土交通省並びに工事業者に徹底させていただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、当初は工事告知の看板には8月までと書かれていましたが、現在まだ完了していないようですが、工事は何期かに分けてなされるのか、その場合にもすべての終了はいつになるのかをお答えいただきたいと思います。

2点目は、下山駅の管理の問題ですが、駅前のトイレが新設されて以後、町の管理となっていると把握しておりますが、駅舎及び関連施設はJRの管理下に置かれているものと思

ます。

駅舎の清掃作業等は、下山区の老人会の方たちが行っただけでありますが、つい先日、私の家に留守電が入っておりまして、「下山駅まで急いで来ていただきたい」という伝言が入っていたので下山駅に行ってみると、駅の汚れがひどいということで質美の利用者の方から苦情があったということで、駅前・知野辺の有志の方で清掃作業を行っただけのことでした。また後日には、駅構内の雑草の除草作業も各小区から出役していただき、下山区において行っただけのようです。下山区には大変な労力をおかけいたしております。

下山駅を京丹波町の玄関口として位置づけていくのであれば、かけ声だけではなく、実のあるものにしなければならないのではないのでしょうか。補助金を出せというのではないし、お金ですべてを解決させようというものではありませんが、その位置づけと方針をはっきりさせるべきではないかということです。

例えば、年3回、須知町中の国号9号線を「ボランティアロード」と銘打って除草作業が行われていますが、この同じ日に、下山とグリーンハイツの住民あるいは質美地域の人たちにも参加いただき、下山駅とその周辺の清掃作業を行うということを導入するべきではないのでしょうか。

須知の国道が道の玄関口であるというのであれば、鉄道の玄関口は下山駅であるという位置づけ、そのことによって京丹波町総合計画・基本構想にも大きく表現されている下山駅のより確かな位置づけの第一歩が踏み出せるのではないのでしょうか。町長の下山駅に寄せる思いを伺いたいと思います。

3点目は、下山の黒瀬から駅前に上がる縦道のことではありますが、この道は全体に狭い道ではありますが、特にもう少しで上がり切るといふ箇所はカーブにもなっていて、大変危険であります。幸い、JAの下山支所があいていますので、これを購入して改善ができないのでしょうか。

すぐさま事業化ができない竹野の支所を早々と購入して遊ばせてありますが、それよりも下山駅前の開発と関連させての下山支所購入を優先させるべきであったと、私は今も感じています。

JA会長である中川衆議院議員に話をつけ、格安で払い下げを受けるのも、衆議院の解散がいつあるかわからない今が一番チャンスであると思います。ある意味、政治は駆け引きであるとも思いますので、中川衆議院議員とも親しい町長にご奮闘をお願いし、この問題の解決を早期に図っていただきたい。

次に、議会活性化に関連して、以下の3点についてお伺いいたします。

最近、議会を活性化させようということが言われています。議会の活性化とは一体何であるのかというところから議論されなければならないのではないかと思います。

○議長（岡本 勇君） 今西議員、議会活性化は通告書にないけれども。

○7番（今西孝司君） これは通告書に書いておったんやけれど、ちょっとお願いします、休憩を。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時14分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続けてください。

○7番（今西孝司君） 次に、議会活性化に関連して、以下の3点についてお伺いいたします。

最近、議会を活性化させようということが言われています。議会の活性化とは一体何であるのかというところから議論されなければならないのではないかと感じられますが、果たして議会が十分に機能しているのかというところにも疑問を感じることがあります。議会が十分機能してこそその活性化であり、議会が横に押しやられているようでは、活性化も何もあったものではありません。

8月の30日に、旧丹波町出身の議員は、田渕参事や担当課から説明を受け、あらかじめ内容は把握できているのですが、このような事柄は全議員に知らせる必要があるのではないかと思いますし、説明を受ける以前に通告書を提出しておりました。そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、ことしの1月早々に全議員で現地踏査を行った上新田・蒲生野の牛ふん処理施設の問題であります。

その後、議会で検討し、申入書を提出いたしました。その件に関し、行政の側はどのように対処されたのか、一向にその努力の跡さえ伝わってはきません。議会が勝手に騒いでいるだけだと受けとめられているのかどうかわかりませんが、議会が正式に申し入れを行ったのですから、それはそれなりの対応がなされてしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

畑川ダム工事のJRの盛土部分の工事と関連させ、堰堤をつくり、上新田地域の雨水をダムの下流に流すという工法が最有力とのことですが、だからといって野積みが許されるというものではありません。「みそもくそも一緒にするな」というのはまさにこのことであると思いますが、野積み禁止の法律は全国一律のものであります。京丹波町だけは許されるとい

うものではありません。夏場は幾らかましですが、これから冬になれば、またまた乾燥ができなくなり、野積みが増えることは火を見るよりも明らかであります。

堆肥センターの施設が十分機能していないことは、既に議員のだれもが知っていることであり、このままの形で放置させることはできないものと思いますが、いかがでしょうか。

また、半世紀にわたり野積みをされてきた牛ふんも、表面の部分は希釈をされているでしょうが、中に包まれた部分はそのままだになっているものと思われます。町長がいつも言われるように、客土を行い、すき込み、観賞植物・飼料植物を育てるという取り組み、一向に実現への動きが見られません。かけ声だけに終わらせないために、行政も協力し、実現に向けての取り組みを進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

堆肥センターの機能が十分に発揮されないという、なぜこのような結果になったのか、その原因は必ず明らかにする必要はあるものだと思いますし、私たちも追及しなければならないものとは思いますが、そうした責任の所在を明らかにした上で、再度予算を投入してでも施設の機能を正常に機能させるようにするべきであると思います。そうでないと、野積みの禁止は全国統一した法律で規制されたものでありますが、罰則規定もある法律を犯す犯罪であります。酪農家を犯罪者に仕立て上げてよいのでしょうか。行政としての詳しい説明を求めます。

2点目は、「丹波食彩の工房」の問題であります。「食彩の工房」は3月議会において、いづつ屋（精光ファーム）に指定管理者委託をすることで議決をされましたが、その後、機能していないと聞きます。一体どうなっているのか、町民の中にも懸念をされている方もおられます。3月時点では、精光ファームは6月までに農業法人の認可を受けて新しく出発すると聞いていましたが、現状はどうなっているのか、何がネックになっているのか、詳しい説明を求めます。

3点目は、安井の「浅田農産」の鶏インフルエンザに感染し、殺処分された後、埋却をされた鶏と、自然公園敷地に埋却された「高田養鶏」で発生した鶏インフルエンザの埋却鶏、合わせて24万羽とも言われる鶏の焼却処分の件で、「京都新聞」紙上にも大きく報道されましたが、京都府は処分しようとする焼却施設近隣住民には風評被害を懸念して秘密裏に処分を行いたいと自治会役員にだけ説明を行い、そこで役員から拒否をされたと報じられていましたが、そのような抵抗に遭うということがなぜわからなかったのでしょうか。私のような者が考えても、反対されるということは理解できます。

当初、大量の鶏を埋却しなければならないので、最終処分のことまで考えずに、安井の人には最終的には別のところで処分をすると約束をしてしまったのでしょうか、持ち込まれる

焼却場周辺の住民にすれば、菌が死滅し、何の害もないというのなら、地元で焼却すればよいではないかということになります。至極そのとおりのことでありますし、隠してこそこそやるということ自体、なぜ隠さなければならないのかとしての風評被害を生むことにもなります。

山田知事の著書「危機来襲」の中にも、「秘密にしないで、すべてを明らかにして対処してきたことで早期に解決できた」とありますが、自分で示した手法を覆すようなことをせず、正攻法でやるべきだと私は思いますし、京丹波町行政と地元の議会である京丹波町議会には真実を明らかに示されるよう、申し入れを行っていただきたいと思います。

次に、水道汚職の問題について伺います。

まず1点目は、水道事業にかかわる汚職は、ほぼ全容が明らかになったようですが、これは裁判の判決が下っての後のことになるかもしれませんが、全容が明らかになったことにより町行政がまずやるべきは、不正入札により旧和知町と京丹波町が被った損害を業者の側に賠償請求をすることではないでしょうか。その手続や準備は進められているのかどうかをお答えいただきたい。

今まだ裁判中であり、白黒がはっきりしていない時点で損害賠償はできないと言われるかもしれませんが、損害賠償の裁判をするにしても、今のうちから準備をしておく必要があると思いますが、その点どのようにお考えなのかをお答えいただきたいと思います。

2点目は、6月から改正された入札制度の問題で、条件つき一般競争入札ということですが、この場合の条件つきの条件とはどういったものなのか。

7月に提示された資料と説明によると、合併後も各旧町ごとに行われる事業はその地域の業者が指名されてきたようで、言ってみれば談合の起こりやすい体制が引き継がれてきたこととなります。悪く言えば、官制談合と変わりのない入札方式が行われてきたと言ってもいいと思うし、今後はこのようなことにはならないと思いますが、条件つきの条件の部分の部分をわかりやすく細かくお答えいただきたいと思います。

次に、「危険な校舎を取り壊すべきでは？」として、町長・教育長にお伺いいたします。

旧和知町の第二小学校跡を総務文教委員会で視察いたしました。私にとりまして母校であり、懐かしさがこみ上げてきました。特に、校庭にそびえる大イチョウは、長い小学校の歴史を見守ってきた生き証人のように思え、言いようのない感慨を覚えました。

しかし、一部の校舎では、心ない人たちによって石を投げつけられ、割られたのだと思いますが、窓ガラスが割られ、2階の教室の床が抜け落ちかけているところがあり、すごく危険だなと感じました。取り壊すにもお金がかかるとは思いますが、このままで放置されるの

かどうかをお尋ねします。

私もその教室で学んだことがあるだけに、取り壊すのは忍びないのですが、危険なまま放置させておくのもいかがかと思えます。大金を投入して修繕を行うにしても、有効利用ができるのであればそれもいいのですが、今のままですとどうにもならないというのが実情であると思えますし、これ以上朽ち果ててからですと、取り壊すのにも危険が伴うことにもなりかねません。せめて危険なところだけでも早期に取り壊すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、「京丹波町内での不登校児の実態を明らかに」として、教育長に伺います。

文科省の発表によると、2006年度に病気や経済的理由以外での不登校の小・中学生が5年ぶりに増加したということであります。京丹波町内の小・中学校での実態は現在どのようになっているのか。

総務文教委員会で視察を行った兵庫県の神河町では、都会からの留学生を受け入れているとのことでしたが、都会での大きな学校での暮らしになじめない子どもが山村の小さな学校に来て、水を得た魚のように元気になっていくとのことでしたが、京丹波町のような田舎でも、いじめもあれば不登校もあるのではないかと思います。

全国的に中学生では、明らかになっているだけでも35人に1人の割合で不登校児があり、深刻な状態になっていると思えます。京丹波町では、そんなに多くはないかもしれませんが、実態は我々には知らされず、把握できてはいませんが、この際、その全容を明らかにしていただきたいと思えます。

最後に、「後期高齢者医療制度について聞く」として伺います。

来年の4月から、新しく後期高齢者医療制度が導入されます。これまで、いかなる保険に加入をしていた人であっても、75歳になれば強制的にこの医療制度に組み入れられ、一本化されることとなりますが、その制度の中身の部分がいまだ決まっていないとして、明らかになっていないのはおかしな話であると言わざるを得ません。恐らく決まっているのだと私は推察していますが、明らかにしないのは反対の声が高まることを意識して明らかにしないのではないかと思います。

これら細かな取り決めについても、町行政に連絡が来ているのであれば、一刻も早く明らかにすべきでありますし、74歳以下の人たちに課せられるとされている後期高齢者支援金等分保険料についても、まだその分担金の割合は明らかにされていませんが、具体的な金額について一刻も早く明らかにすべきであると思えます。

こうした新制度を導入される場合、政府のねらいは、いつの場合も国民が有利になること

はなく、国民の負担がふやさされ、政府の側に有利に働くように仕組まれているものであります。この制度について知っていることがあれば、包み隠すことなくすべてを明らかにされるよう求め、私の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。連日、ご苦勞さまでございます。

それでは、早速でございますが、今西議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。まず、下山の問題3点についてでございます。

長野地区での施工中であります下山27号バイパス富田改良工事の概要であります。歩道整備については、残り車線側の既設歩道から京都方面の工事用進入口までの区間において、組み立て式歩道、幅3メートル、延長約120メートルが計画されております。

また、車線拡幅については、現道とバイパスの交差部が直角となるよう、下り車線側延長約80メートルにわたり拡幅が計画されております。

本工事の着手にあたっては、関係する富田区、下山区、グリーンハイツ区に対しまして周知を図るとともに、須知高校の自転車通学生の利用があることから、須知高校にも周知を図ったところでございます。

工期につきましては、本年12月いっぱいのご予定でございますが、今回の工事は栄農橋側から某建設会社倉庫までで、最終工事ではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の下山駅の位置づけと方針についてでございますが、これは3月に策定をさせていただきました町総合計画基本構想におきましても、丹波高原文化の里への玄関口となっている下山駅とその周辺を「丹波高原エントランスエリア」として位置づけ、丹波高原への玄関口にふさわしい地域としての整備を図ることとしております。

今後につきましても、地域の皆さんのすばらしい自主的な活動に対し、町としてもJR西日本と連携を図りながらサポートをしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町道44号線については、道路構造令に基づいた構造となっていないため、安全な道路として利用いただくためには、縦断勾配、道路幅員、平面交差等、すべてにおいて改良をしなければなりません。

質問のとおり、府道との交差点部分を改良しても、縦断勾配の急な部分についてはそのままであり、また幅員狭小部でもあるため、事故を誘発するのではないかとというふうに思っております。

以上のことから、現在、改修計画の予定はございませんが、今後、27号バイパスの供用に伴う現道の管理協議等も考慮し、全町的な道路計画を考える上での課題と考えておるとこ

るでございます。

次に、議員ご指摘の、議会でも非常に堆肥センター等のあり方につきましてはご心配をいただいておりますし、平成19年3月15日付の「牛ふん堆肥処理」の申入書について、現在状況及びその後の対応について努力をいたしておるところでございますが、南部、北部堆肥センターとも床面のコンクリート仕上げに不具合があり、攪拌機と床のすき間が広過ぎたため、すき間の堆肥が板状に固まり、通風を阻害していました。

南部では、昨年2月から今年5月にかけて改修を行い、京都府など指導機関及び利用者である丹波ユーキ立ち会いのもと、その運行については支障ないものと確認したところであります。以前に比べ、かなり良好な状況に改善され、現在のところ、順調に堆肥の生産が図られておるところでございます。この結果から、北部についても攪拌爪と床面との改修を計画しております。

施設の改修と並行して、施設の維持管理あるいは適正な堆肥の生産、販売については、事業者である丹波ユーキ自らの責任として取り組むよう指導し、この秋からの堆肥の配達、散布は、丹波ユーキが自主的に取り組むこととなっております。

野積み行為について、施設の不具合で計画どおりの堆肥が投入できないと言っても、緊急避難的に野積みがなされていることは容認できません。早急に施設の改良を行い、計画どおりの処理ができるよう努めたいと考えております。去る7月27日に設立された「南丹地域資源循環型畜産の確立協議会」の助言もいただき、改善・指導を強化していきたいと考えております。

また、上新田区は、本年度から「農地・水・環境保全向上対策事業」に取り組むこととしており、農地のすき込み、農道沿道等の草刈整備など、周辺環境美化が推進されるものと期待しているところであります。

堆肥処理・運搬に係る補助金について、「升谷畜産」と旧和知町が個別に契約を結んでいる和知地域の堆肥販売補助を除き、本年度から統一したところでございます。

次に、「食彩工房」の現状でございますが、製造・営業業務については、経営の不採算性の原因追及や今後の事業展開の検証をされていると聞いております。

6月上旬から、黒豆加工の一部の製造及びアイスクリームの販売をされており、乳製品及び肉製品の製造については、食品衛生管理者の確保にめども立ちつつあることと、「丹波清光ファーム」における農事組合法人格も8月13日に取得したことから、近々本格的な営業を開始したいとの意向であると伺っておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、旧「浅田農産」の関係でございます。

ご質問の埋却鶏の件でございますが、京都府におきまして埋却地を掘削し、埋却鶏の状態を調査した結果、腐敗もそれほど進まず、ほぼ原形をとどめている状態であったことから、専門家会議の意見を踏まえ、焼却処分という方針を出されました。

このことから、現在、複数箇所最終処分地周辺地域に対する風評被害が生じないよう配慮し、地元の意向を確認しながら調整中と聞いておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、水道汚職に伴う業者に対する賠償責任についてでございますが、ご承知のとおり、9月3日には贈収賄事件の初公判が開かれました。その裁判での刑確定を受け、当該業者に対し損害賠償を求めるなど、町として速やかで毅然とした対応ができるよう、現在、顧問弁護士と協議中でございます。

2点目の、条件つき一般競争入札の条件でございますが、一般競争入札の実施に当たっては、工事の品質の確保、地域業者の育成、中小企業社の受注の確保等に留意する必要があります。そのため、工事案件ごとに入札参加資格要件を定めることとしています。

条件とは、この入札参加資格要件を指しております。

具体的に入札参加資格要件としては、工事の種類、規模、専門性等により、必要となる建設業の許可の種類、等級、経営事項審査結果の数値、営業所所在地、施工実績、配置予定技術者等について定めておるところでございます。

次に、旧和知第二小学校についてでございますが、以前から学校跡地利用につきまして、校区内の町民の方々からもご意見をいただいていたところでございますが、対応策が見出せず、今日に至っております。

引き続き、施設の活用方法等につきましては検討を続けてまいります。議員仰せのとおり、当面西側校舎の危険箇所部分につきましては、早急に撤去の方向で検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度についてでございますが、議員ご指摘のとおり、その制度、内容につきましては、75歳以上の該当者はもちろん、74歳までの国保加入者の保険税の一部も支援金として負担いただくことになることから、私も早急にお知らせすべきであると思っております。

現在、関係する政省令（案）が発表されたところであり、まだ見えていない部分が多いところではありますが、今後、国や広域連合発行のリーフレット、また町広報紙などを通じまして制度の周知を図り、新たな制度に対する住民の皆様のご理解とご協力がいただけるよう、

努めてまいりたいと存じます。

以上、今西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 今西議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、旧和知第二小学校の校舎の関係につきましては、町の普通財産でもあるわけでありまして、ただいま町長から答弁があったとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、不登校の実態でございます。

不登校の問題につきましては、教育の基本にかかわることでありまして、各学校におきましては日常的に家庭連携を図りながら、改善・解消に向けた指導をいただいているところでございます。

京丹波町の児童・生徒の不登校の実態につきましては、学校における取り組み等もございまして、減少傾向にございます。

まず、本町の小学校についてでございますが、現時点では不登校児童はありませんけれども、登校はできるけれども教室に入りづらい児童もございまして、家庭連携を図りながら経過観察をしているところでございます。

次に、中学校におきましては、昨年度は6名でございましたが、今年度1学期においては、うち1名は登校できるまで改善をしております。

また、1名につきましては、2学期から民間の学校支援施設に通っておりまして、実質不登校として位置づけておりますのは4名でございます。

しかしながら、4名中3名が3年生でございまして、進路保障の課題もございまして、指導主事の学校訪問による実態把握とともに、個に応じた担任による訪問指導、また保護者懇談を実施するなど、家庭連携を重視しながら継続した指導を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 下山地域の抱える諸問題については、私、これまでもたびたび質問をいたしました。現在、そのほとんどが解決されないまま今日に至っております。

国道27号線の自転車歩道については、我々の要求をほぼ聞き入れられ、残る工事区間が完成すれば、全線開通となり、大変喜ばしいことではありますが、27号線と下山バイパスとの交差点の展開と自転車歩道との取り合いがどうなるのかを気にかけておられる住民の方もありますので、今回質問をしたわけでありまして。「広報京丹波」でも町民に知らせるように

していただきたいのですが、いかがでしょうか。

グリーンハイツの区長の方には説明がしてあるということですが、その説明がどこかでまっているのか、口頭で伝えられたことを住民全員に口頭でそれを広めて伝えているということがないのか、伝わっていない分が大変多いようですので、何か「広報京丹波」の中でも、図面とか、そういうものを記して住民に知らせるようにしていただきたいことを要望しておきたいと思います。

下山駅の管理の問題は、大変難しい問題であると思います。施設そのものはJRのものでありますし、JRとしても乗降客の少ない駅舎の管理にそれほど多くの職員を出向させることもできないということなのではないでしょうか。切符の自販機のお金を集めに来るのが関の山というような状態であると聞いております。

そうすれば、自然と清掃作業などの労力を伴う管理面は、地元の行政や自治会にかかわってくることであります。それを、地元任せにすることなく、行政も深くかかわりながら管理していくことが望まれるわけであります。

私が先に申し上げました、京丹波町の玄関口は須知の町中を走る「ボランティアロード」のみではないはずなので、年3回行われる奉仕作業の日には下山駅周辺の人員配置を行い、清掃作業が行われるよう計画していただきたいと思いますが、このことは実現していただけるかどうかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

駅前の縦道の件も、先ほど前向きに検討していきたいというふうな答弁をいただきましたが、私が6月議会で質問いたしました国道27号線下山バイパスと駅前を結ぶ橋りょうの件、これが完成をすれば、尾長野・わらび・中山の方はそちらの方がずっと便利になると思いますが、黒瀬地区の人は、その橋が完成をしても、この道を利用して駅に行く手段のほかないというふうに思いますので、この道の改善はぜひとも行っていただきたい。

さっきちょっと皆さんの中から笑いが起きましたが、JAの中川会長にちょっとお話をいただければ、いつ解散があるかわからない状態ですので話がつきやすいんじゃないかというふうに思いますけれども、その点いかがお考えか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

上新田の牛ふん汚染の問題は、私はたびたび声をからして訴えてきましたし、議会においても強い関心を示していただいておりますが、ここで改めて立ちどまってこの地域のことを振り返ってみますと、下新田での、これは実名を言ったらまたしかられるので、T牧場の現状は数段改善をされてきたことは伺えますが、こと上新田に目を向けてみると、私が旧丹波町の議員になったころと何ら進展をしていないばかりか、野づみの牛ふんは増えてきている

と言わざるを得ません。1軒の農家が廃業されましたが、小さな農家なので、余り牛ふんの分量に大きな差異はないのではないかというふうに思います。多額の予算を投入してせっかく完成させた新しい堆肥センターが、十分に機能していないことをそのまま放置しておくことはできないと思います。責任の所在を明らかにした上で、再度やっぱり予算を計上してでも、堆肥センターの大がかりな改善を行うべきではないかと思いますが、町長はどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

「丹波食彩の工房」の件については、今、着々と移管の準備が整っておるということで、それを見守っていきたいというふうに思いますので、一刻も早く移管が完全に完了するようにお願いしておきたいのと、一つつけ加えてお伺いしておきたいのは、私は又聞きのような感じで聞いたのと、旧丹波町の時代に聞いた話でおぼろげに覚えておるのは、この「食彩の工房」が開設された当初は、高岡地域のほ場整備が完了するまでは、借地として借地料を払ってあの土地を借りるということ、それと、その関連には場整備が完了した時点で団地の部分を買収するというふうにお伺いをしておりましたけれども、その買収に関する確かな契約というか、進め方がちゃんとしていないというようなことを聞いたのですが、その実態はどうなっておるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

「浅田農産」の件は、「京都新聞」でも大きく報道されましたし、京丹波町民の方も目にされたことと思います。「一体どうなっとんや。真相はどうなんや」としばしば聞かれますが、「我々も何の説明も受けていないので何もわからない」と答える以外ありません。地元の議員がこんなことでいいのかということでもあります。一般の町民と同じレベルでしか扱われていないのであれば、すべての処理を京丹波町にはかかわりなく、京都府と国との責任で行ってくれるのかということでもあります。鶏舎の建物の撤去に至るまで、すべて府と国で行ってくれて、京丹波町は何も心配せんでいいよということになれば、それもそれでいいのですが、これまで事件が発生したときには、丹波町も京都府と一緒に事件の終結のために大きな努力をしてきたはずであります。事の次第は明らかにされてしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

水道汚職の問題では、堀前副町長は保釈され、帰ってきているようですが、聞くところによりますと、家に帰ってもだれとも接触しないようにとの条件つきで保釈されているようです。日が暮れて暗くなってから、組内や親戚へのおわび行脚をしていると聞きました。

私は、町行政へも議会へもおわびがあつてしかるべきだと思いますが、法的な決まりがあるのならそれも仕方のないことであると思います。

今月3日の第1回公判に傍聴に行ってきましたが、今回は起訴状の朗読などがあっただけ

で、今後真実が明らかにされていくものと思います。

私は、田井前支所長にしても、堀前副町長にしても、実刑にしてほしいということを願うものではありません。社会的な制裁も既に受けていますし、執行猶予のついた温情判決を望むものでありますが、宇野容疑者については、多くの人を巻き込み、自分の企業が有利な入札によって受注ができるように仕組んだ張本人であることから、実刑判決が下っても当然であると思っております。

かわいそうなのは、接待を受けたということで6カ月間の停職処分を受け、その後、自主退職した前課長補佐であります。それに比べても、贈賄側の業者の処分は2年間の指名停止ということではありますが、実質的には子会社が数社あり、その業者の名義で受注できるということであり、本当の意味での処分にはならないと思います。

町長は、全員協議会の席で、私のこの質問に立腹し、声を荒げられたことがあります。選挙違反にしても連座制というものがあります。今後、町条例を改正してでも連座制というものを考えてもいいのではないかと思います。お答えをいただきたいと思います。

和知第二小学校の校舎は木造校舎であります。使われている木材は大変頑丈であります。何かの施設に有効利用ができれば大変有意義なことであると思いますが、総務文教委員会でも兵庫県の篠山と神河町に視察に行ってきました。篠山市の場合は、施設を改装するにも18億円もの費用をかけたということでもありますし、運営にも多額の予算を一般会計から繰り入れているということです。

京丹波町の場合、このような事業に18億円もの経費をかけるのなら、2階の廊下がギシギシと音を立て、抜け落ちるのではないかと思いますし、会議室の天井が落ちてくるような役場の本庁舎の改築の方を、そんなに立派な建物でなくても最低限のものでもいいので、優先して行うべきであると思います。

先ほど町長の答弁で、危険な校舎は取り壊しを考えておるということでしたけれども、屋根から雨漏りがして、木材の部分も朽ちてきているようなところも目につきました。大変危険な状態ですので、いつごろをめどに考えていただいておりますのか、その点を伺っておきたいと思っております。

体育館の方はまだ新しいし、スポーツ行事などにも使用し、生かした使い方もできると思いますが、校舎の一部では大変危険な状態になっておりますので、早期に解決を図っていただくよう、重ねてお願いをしておきたいと思っております。

不登校ということは不幸なことであると思います。テレビなどで教育評論家の方が、「嫌なら無理に学校に行く必要はない」というようなことをよく発言されますが、確かに自殺を

するほど思い悩むようないじめに遭っているのなら、無理して学校に行く必要はないと思います。

しかし、大相撲の朝青龍が相撲協会から、地方巡業をすっぽかし、母国モンゴルに帰ってサッカーに興じていたことで、処分を受けて自室に閉じ込めて精神障害を病んでいるというようなことが大きく報じられました。今は、母国モンゴルに帰って、マスコミから逃れてどこかに引きこもっているようですが、まさにこうしたことが現在の不登校の中にあるのではないのでしょうか。

教育を受ける年代には、教育を受けることがベストであると思います。私事になりますが、私は15歳のときに大阪の東住吉区、現在の平野区に大工の修行に行きました。慣れない他人の家に住み込み、朝早くから夜遅くまで、小遣い銭程度でこき使われました。逃げ帰りたいと何度も思いましたが、自動車賃もないので逃げ帰ることもできず、辛抱をするしかなかったのですが、今思いますと、そうした修行時代の生活の中から得るものがあったと思えます。

朝青龍も、厳しい修業時代を乗り越えて横綱という最高の地位にまで上り詰めたのですから、ひきこもりになるというような情けないことをせず、精神をも鍛えて立派な大横綱と言われるようになってもらいたいと思います。

話が横道にそれましたが、教育のあり方からして考え直さなければならないところに来ているのではないかと思います。教育長のお考えを改めてお聞きかせいただきたいと思いません。

「後期高齢者医療制度」については、先ほど町長から説明を受けましたが、まだよくわかりません。国からの説明もあいまいであって理解しにくいようになっているのだと思いますが、理解しにくくしておいて、結局は被保険者が損をするというようなことがこれまでの制度の改革であったように思います。私のようなものであっても理解できるようなわかりやすい表現方法で、町民の皆さんに広報をしていただきたいことをお願いし、再質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 27号の歩道につきましては、先ほど申し上げましたように、今、下山バイパスの工事が着々と進められておるところでございますが、最終のいわゆる交差点部分について現在精査をされているということでございますので、今詳しく説明はできませんけれども、そのことが整い次第、おっしゃるように、住民の皆さんはもちろんでございますが、関係区の皆さん方にもお知らせをしてまいりたいというふうに思っております。

下山駅の清掃についてでございます。本当にこれは、JR西日本がどう管理をしていただ

くかということにあらうかというふうに思うんですけれども、現状としては、今ご指摘のとおりなかなか、人員の削減等も行われて、ああした無人駅等についての管理が十分であるとは言えないというふうに思っています。

今日までそうした状況を受けて、特に下山の皆さん方、老人会等も積極的に、草引きでございませうとか、あるいは待合室の清掃でございませうとか、してきていただいておりますが、高齢化も進んでおりまして、なかなか今隅々まで行き渡って、そうしたことが地域の力として発揮できていないところも目立ってきたのかなというふうに思っています。

また一方で、安全面で非常にJR側も、プラットホーム周辺の立ち入り等についてはできるだけ控えてほしいというようなこともあるようでございませうし、また事故が起きてこれまた大変でございませうので、そうしたことにつきましては、先ほど申し上げましたように、JRと十分連携をさせていただきながら、今後どういう形で協力ができるのか、あるいはまた下山グリーンハイツを含めてどんな協力体制を整えることができるのか、まさしく自分たちの地域をどう守っていくかという部分では、今後、行政が先頭に立ってというよりは、むしろ郷土のまちづくりという観点では、議員が積極的にまたご指導もいただきながら、地域の取りまとめもいただいて進めていただく中で、行政としてもできる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございませう。

町道44号線の関係等につきましては、もうご承知のとおり、ああした急勾配といひませうか、無理やりつけたというようなところでございませうので、現道の27号と丹波三和線の距離を物理的にどうするかということではできませんので、なかなか口の部分だけを直してすべてよしということにはならないのは、先ほど申し上げましたような理由でございませう。

そうしたことから、旧下山支所の買い取り等につきましても、また民間の方からの寄附の申し出もあるわけではございませうけれども、なかなか相手側様のいろいろな事情もあるようでございませうし、話としては聞いておりますが、具体的に寄附歳入という形には至っていないというのが現状でございませうし、そうしたことも含めて、いずれ国道がいわゆる府道あるいは町道にというときも来ようかというふうに思ひませう。

そうした中で、京丹波三和線の改良も今進めていただいておりますが、最終的に27号バイパスとどう接続をしていくかということは、非常に今後の大きな課題でもございませうし、そうしたこととあわせて、今後十分地域の皆さんと協議をしていくことが必要ではないかというふうに思ひませうし、現状のところ、JAさんのお持ちの旧下山支所をすぐさま買い取ってという考えは持っておりませうので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、野積みの関係でございませう。本当にこれは法も整備されて、厳しくなつたわけ

でございますので、当然のことながら酪農家の皆さんがそのことを自覚しながら、経営をしていただくことがまず大事であるというふうに思っております。

そうした背景を受けて、堆肥センターの建設に至ったわけでございますが、先ほども申し上げましたように、そのいわゆる構造上の問題あるいは性能の問題等も十分検証ができないままの着手となったという経過もあったと存じます。

今申し上げましたように、不備な点はやっぱり専門家も入れて、十分どこに原因があるのかを追及しながら今進めておるところでございますが、床面と攪拌爪のすき間を詰めることによって随分解消ができたということもございますので、北部の施設等につきましても今後若干の経費は要ろうかと思えますけれども、そうした改善を進めながら、また丹波ユークの皆さん方にも十分経営の中でのふん尿処理については自らの問題として取り組んでいただくように、今後も指導をしてまいりたいというふうに考えております。

「食彩工房」の関係でございますが、今「清光ファーム」で鋭意、いわゆる民間企業の鋭い目線で検証していただいておりますというふうに思っております。

今後の経営のあり方に期待をいたしておるところでございますが、いわゆる底地の問題でございますが、今回の補正で提案させていただいております換地にかかわりまして、あの部分も買い取りをさせていただくというふうに思っております、平米当たり900円前後という単価でございますが、今提案をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

それから、埋却鶏の関係等につきましては、先ほど申し上げましたように、国、京都府、2分の1ずつで、これまで当初の対応から、今回計画をされております埋却物の処理を含めて16億の総費用が要ることになったところでございます。

そうしたことで、今申し上げましたように、埋却物の処理に向けて複数箇所の最終処分地への住民の皆さん方への理解を求めべく調整がされているということもございますので、ご理解を賜りたいというふうに思えます。ご指摘の鶏舎の問題も、本来ですとそのことも整理されてこの問題が解決できたということになるかというふうに思っておりますが、現状、家伝法の関係では、国・府でその撤去費用までは見られないということもございます。これは、ご承知のとおり、そこで養鶏業を営むことができるということもございますので、国で撤去する、あるいは府も手伝ってという考え方は今はないということもございますが、この辺は知事がおっしゃるように、全体の整理をどうしていくかという部分では日本の手本にもなるということでもございますし、一つの考え方としては鶏舎まで整備をいただける、このことが当初の約束事ではなかったのかということは常に申し上げをさせていただいております。

ころでございますが、今後、十分京都府にもそうした強い要望を申し上げて解決を図ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

贈収賄事件にかかわっての損害賠償の件につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。今、契約書に基づいてどう対処するか、顧問弁護士と協議をしているところでございます。

贈賄業者に対する処分でございますが、これは現行の条例の中で最大限できることをいたしておるところでございます。

旧和知第二小学校の関係でございますが、現状、体育館等についてはご利用いただいておりますし、また太鼓の練習場としてもお使いいただいておりますが、お見かけいただいたとおり、非常に管理状況も十分とは言えませんが、敷地内に入って投石等で窓ガラスが割れたり、あるいは屋根の老朽によって雨漏り等も進んでおる中で、入るなどと言ってもなかなかそうはいかん状況だろうというふうに思いますし、やっぱりこれは設置者としてできるだけ速やかに取り壊していく方向の方がいいのではないかと。

使えるものは使っていくという考え方でございますが、来年当初だとか、危険な部分については取り除きができるように、今後検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

後期高齢者医療制度にかかわってのご指摘は、まさしくそのとおりだろうというふうに思いますし、やっぱり利用される皆さん方が制度を十分理解をいただくということがまず第一であろうというふうに思っております。

内容が明確になり次第、あらゆる方法を使いながらお知らせをしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 不登校に関連いたしまして、教育のあり方というご質問もあったわけでございます。

本当に物が豊かな時代でございますし、また少子・高齢化の時代でもあるわけでございますし、核家族化も進んでおりますし、また情報機器も急速に普及しておるというようなことございまして、こうした背景も子どもたちにも大きく影響を与えているのではないかと、うふうな思いがいたしておりまして、こうしたことから国の方でも教育改革が進められているものというふうに認識をいたしております。

やはりそれぞれ家庭の役割、また地域の役割、それから学校の役割は当然あるわけござ

いますので、そうした役割をやっぱりきっちりと果たしていくことが今求められているのではないかというふうに思っております。

そういった意味で、学校と地域と、そして家庭が連携を図りながら、健やかな子どもたちの成長につなげていかなければならないんじゃないかなというような思いがいたしております。

それと、不登校の関係につきましては、原因としてはいろいろな要因があるわけですが、やはり粘り強く、また根気よく家庭連携を含めて対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（今西孝司君） はい、終わります。

○議長（岡本 勇君） 次に、藤田正夫君の発言を許可します。

11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） それでは、本定例会における一般質問を行います。

私は、主な議題として3点を先に提出させていただいております。それによりまして質問をさせていただきます。

本町の高齢化率は31%に達し、過疎地域に指定されておりました、年々少子化に伴い、その進捗率は高くなっております。

私が暮らす和知地域は、特に高齢化が激しく、現在人口が、私が調べたところでは3,823人という数字が6月現在で出ておりました。そのうち、数は3,823人ですが、地元を籍を置いたまま町の学校やその他に出かけておられる人が結構ありまして、3,700人余りの人口だと思います。

そのうち、65歳以上の高齢者、これが率にして39.4%で、約1,500人となっております。またその中の、今よく言われます後期高齢者は55%以上、57%近くに達しております。数字で言いますと、838名の高齢者がおられまして、中でその内訳を見て驚いたんですが、高齢者というのは夫婦で住んでおられる方、そしてまたひとり暮らしをしておられる方というのを調べてみましたところ、高齢者世帯数は450世帯ありました。そして、そのうちのひとり暮らしの人が220人もおられると、220世帯はひとり暮らしであるということになっておりました、非常な高齢化社会が来たなということを実感いたしております。

こうした傾向は、本町全体にも言えることだと思っておりますが、中心部から遠く離れた地域ほど独居老人や高齢者世帯が多く、突然の災害や病気、そして年寄りを対象にした詐欺

まがいの悪質商法等々と闘いながらの日々を送っておられ、その心境は私もよくわかると思
いました。

こういった事態に対して、今後行政の対応についてはいかが考えておられるのか、お尋ね
をいたします。

高齢者の多くの方々は元気で、長年住み慣れた我が家で、他人に余り迷惑をかけたくない、
そして住み慣れた我が家で生涯を送りたいと願っておられますが、時には望まないが予期し
ない現実に遭遇します。頼りの介護施設はいっぱいで、入所希望者がたくさん待っておられ
というのが実態であり、また病院や診療所にある介護型療養病床は廃止または縮小の方向
が打ち出されておりまして、今後増え続ける独居老人や高齢者への対応は現状のままでいい
のか、お伺いをいたしたいと思えます。

続いてであります、地域の山林や農地の保全について、現在は中山間地域直接支払制度
によって守られていますが、山林は放棄に近い状態で、もう長年山は行ったことがないし、
今も行く気は全然ないと言っておられるのが大半の人でありまして、農地の保全管理がやっ
とで、地域の人や農作業受託組合等によって守られています。

しかし、経費の面では、制度内では賄うことはできず、わずかな年金から出費をしながら、
有害鳥獣と闘い、耕作を続けていますが、従来の耕地を守ろうとすればするほど赤字経営と
なって、年々農地の荒廃は拡大傾向にあります。このままでは集落の崩壊につながると懸念
され、今後、こうした地域へのやはりふるさとを守る対策について町長にお伺いをいたしま
す。

3点目であります、高齢者の多くが地域を守っている集落では、一番年齢の高い集落を
調べてみましたら、平均年齢が68歳という高齢の集落がありました。数少ない若者に多く
の迷惑はかけられないと。

区長をはじめ、区の役員は、高齢者順に区長を選出されて区の運営に当たっておられます。
区の役員をはじめとして、町、農協、森林組合、社協、その他等への役員の選出要請等があ
りまして、数少ない戸数の中で多くの役員の名前が記されており、一人二役あるいは三役と
いうような役職は普通で、少し若い人になりますと、5つから6つの役職を持って兼務して
いるという人もありまして、こうした事態が若者の定住や、ふるさとに帰ってこない一因と
なっていると考えられます。

行政改革が叫ばれている今日、一度見直すべきではないかと考えますが、そうした考えに
ついてもお伺いいたします。

現在、新しいまちづくりの検討作業の中で、地域振興会の設立も検討されていますが、こ

れに対して本町はどのような支援をし、まちづくりの役割を期待されているのか、お尋ねをいたします。

続いて、働く場の確保についてであります。これも先ほどと関連をしております。本町では道路改良も各地で行われ、上下水道の整備、平成23年にはテレビも現在のアナログ方式からデジタル化に変わると。それに合わせて本町の情報網の整備も進んでいますが、こうしたインフラ整備だけでは地域の維持は難しく、活性化は期待できないと思います。

近くに若者の働く場所が必要で、現在、帰郷しても働く場所がないとよく聞きます。町内には多くの公有地があり、活用するためにもぜひ企業誘致を図っていただきたい。そのためには、税制面の優遇、人材のあっせん、住宅の供給等の優遇措置も図るべきであると思いません。今後の見通しや考えについてお尋ねいたします。

それから、3番目には空き家対策についてであります。最近空き家が多く目につくようになりました。道路わきや新聞の折り込み広告など、売買業者の宣伝がなされておりますのをよく目にします。

そうした一方では、見も知らない都会の人に突然入居され、人口が増えることは大変結構なことですが、地域に即した活動、いわゆる地域の行事等に積極的に協力していただけるような方の入居を望む声をよく聞きますが、時には地域にもなじめない人もあり、町においても空き家対策に関して地元と入居者が共存協働できるまちづくりに乗り出していただきたいと、こういうふうに考えておりますが、これに対して町長の見解をお尋ねして、第1回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、藤田議員のご質問にお答えいたします。

まず、過疎地域における諸課題についてでございます。

独居老人や高齢者への対応につきましては、地域ケア確保推進指針を踏まえ、現在医療及び介護の療養病床を有しておられる医療機関の今後の動向を見守り、ケアマネジャーをはじめ、関係機関と連携を図りながら、療養病床を利用されている方の受け入れ先の確保について努力をしまいたいと存じております。

しかし、介護保険対象外の医療療養病床に入院されている方すべてを介護保険施設で受け入れることになると、当然のことながら介護給付費が増大することにつながり、すなわち介護保険料にはね返ってくることは必至であります。

こうした点から、単に施設を増やすことだけでなく、利用者にとって何のサービスが真に必要なのかを地域包括支援センター等を中心に、町内各サービス提供事業者にも協力を願う

中で、サービス提供に努めていく必要があると思っております。

また、ひとり暮らしの高齢者等への対応につきましては、地域での見守りを目指し、ボランティアグループの育成や、現行実施していますミニデイサービス等介護予防高齢者一般施策の充実を図り、対応していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

続いて、地域の山林や農地の保全についてでございますが、本町においても高齢化の進行と担い手の減少により、耕作放棄地の増加が懸念されている状況ですが、今後の農地保全を含めた集落機能の再構築には、集落住民や集落出身者などを含めた中で今後の方向を検討、決定していただくことが大切であり、また同時にリーダーの育成が必要だと考えております。

具体的な地域ぐるみの取り組みとして、中山間地域直接支払交付金や農地・水・環境保全向上対策交付金を活用した共同活動が効果的であり、集落住民の連携と農地保全に大いに役立っていると認識をいたしております。住民と関係機関が連携の上、集落の実情に合った取り組みを進めていくことが必要かと存じております。

高齢化と限界集落、協働活動による集落営農の確立すら困難な状況においては、農業公社などによる低コスト、効率的な受託組織による農地保全も必要かと考えております。農業公社の統合、組織再編とあわせ、今後検討すべき重要な課題と認識しております。

次に、地域振興会のあり方についてでございますが、議員仰せのとおり、各区が運営に苦慮いただいている実態につきましては私も承知しており、ご苦勞に思っているところでございます。

こういった問題の一つの解決策として、現在検討を進めております住民自治組織によるまちづくりが組織されれば、地域でお世話になる委員をその組織の中からお世話になるといったことも今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

次に、住民自治組織についてのご質問でございますが、現在住民自治組織によるまちづくり検討委員会において、そのあり方について検討いただいております、11月を目途に報告をいただく予定であると聞いております。

集落によっては、人口減少などにより、十分な活動が困難となっている状況にあります。現在、そういう状況になかったとしても、これからの人口減少、高齢化社会を考えると、広域的なまちづくりの仕組みを構築していく必要があると考えております。

このような地域主体によるまちづくりを推進することにより、町全体としての魅力あるまちづくりを進めるものであり、またその先には住民自治組織を基盤とした行政との協働のまちづくりを構築していくものであります。

住民自治組織への具体的な支援のあり方につきましては、検討委員会の報告を基本として方針を策定してまいりたいと考えておりますので、現時点ではお示しすることができませんが、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、町内各地の町有地の活用につきましては、「京丹波町有土地及び施設等利用検討委員会」により調査を開始いたしております。

7月10日には、20カ所にわたる現地踏査を行い、用途の整理について作業を進めているところであります。

また、土地の評価についても、附帯条件を整理し、工業用地としての商品づくりを進めており、積極的な企業誘致を図り、働く場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策についてでございますが、空き家入居者に関する審査委員会の設置につきましては、憲法で保障された国民の基本的な人権や居住・移転の自由を侵すおそれもあり、難しいと考えます。

府内北部各市においては、新規就農者や農村回帰者等の受け入れのため、「空き家情報バンク制度」が導入されておるところでございますが、本町におきましては、総合計画基本構想の主要プロジェクトにも、定住のための受け入れ態勢づくりを進めることとしており、「空き家情報バンク制度」の導入は地域活性化の多様な担い手を確保する手段の一つであると認識しております。

しかし、制度実施後、成約実績がない市や、民間業者からのクレーム等、制度が必ずしも順調に推移しているとは言えない状況にあり、慎重に検討する必要があると思っております。

また、住民自治組織によるまちづくり検討委員会においてご議論いただいている新たな住民自治組織が、新住民の地域づくりやまちづくりの活動の場となるよう、町としてもサポートしていきたいと考えております。

以上、藤田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） 今、お答えをいただきまして、これは補足質問をさせていただきたいと思うんですが、申しましたように和知の集落は27集落ありますが、そのうちの24集落が平均年齢が50歳を超えているというような非常に高齢化でありまして、ついこれは先月、先月といいましても8月末でございましたけれども、ひとり暮らしの高齢者が亡くなりました。家族が町へ出ておられて、子どもさんもあると思うんですが、その人にもみとられず、一人寂しく去っていかれたと。

こうしたことは、私の知る範囲でもかなりありまして、特に今申し上げたのは、死後2日

か3日たって人に気づかれて発見されたというようなことでありまして、非常に残念に思うわけでありますが、こうしたひとり暮らし、こういった方を対象に、いかに万一の場合に緊急度を知らせるかという、そういった装置的なものが必要ではないかと思うわけでありまして、幸い、私の知る以前の話では、夕方になって電気がともらなかったと、昼間は見かけたのに夕方電気がともらないということで、近所の人によって発見され、病院に運ばれたということもございますが、今回のようにすぐ前を道が走っておるといような好条件のところでありまして、やはり庭木の陰とか、そういうことに阻まれておったと思うんですが、2日たってまだ電気がついていないということで、いろいろ八方へ手を尽くして調べて、そして家の中へ入っていただいたら、もう既に冷たくなっておられたというようなことでありまして、何とかこういった人がそういった緊急の事態を知らせるようなシステムの構築が必要ではないかというふうに思っております。そうしたことを何か考えていただく、そういったことは必要ではないかと私は思うわけでございます。

施設につきましては、ただいまもいただきましたが、やはり経費的な関係もありまして、私は皆さんの心配事はよくわかるわけなんです、経費の関係と言われればそうなんです、そのためにも地域の皆さんには、できるだけ外へ出歩いて、そして人と顔を合わせて話をし、無理をしないようにということをお話すわけでございますが、大半の年寄りの方に聞きますと、「うちは私一代でもうおしまいや」という寂しい話をしておられまして、せめて住み慣れた我が家で、余り迷惑をかけたくないという思いの人が大半やと思っております。

また、地域の組織あるいは町の組織として、そういった方々との接触の機会等も多くなるような団体等の育成にも力をかけていただきたいと思いますというわけでございます。

先ほども言いましたが、農地の荒廃を防ぐということは、過疎化、高齢化の集落にあっては非常に難しい状態になっております。

ある集落のリーダーとよく私は話をすることがあるんですが、「私は二人暮らしで、幸い体は達者で頑張っておる」と、「しかし、2人の年を合わせるともう150を超しておるんやで」ということを言われます。そして、「10年前までは現職でバリバリ仕事をして、3反余りの百姓をしていた」と、「それが、現在は、だんだん過疎化と高齢化で、またうちの集落については独居老人が多い。その独居老人も女の人が多い」という話をされておられまして、「余り集落の真ん中で田んぼの荒れるのを見るのは忍びないというので、私が達者なうちは何とか守っていききたいということで、自分でトラクターや田植機を買って3反余りの百姓をしていたのが、現在は1町を超しておる」といような元気な老人がおられますが、「来年から、話を聞くと、米が60キロ7,000円台になると。こんなことで、機械の償

却もこんなことになるのできんというようなことで、何とか守っていきたいと思うけれども、現在の状態ではその話を聞くともうやる気もなくなるわ」ということを言っておられました。

そうした方々が各地におられるわけですが、これまで町の施策として、受託組合とか、あるいは共同作業組合といったものの育成もされておりますが、個人的にも非常に頑張っておられる方がおられます。地域振興会もそうでありますけれども、そうした個人の方々にも何とか集落を守るための手だての施策も考えていただきたいと思います。

振興会につきましては、いろいろと形を変えた振興会という名称の会はあると思うんですが、私の知っております北部振興会は、参加しております各区からそれぞれ毎年会費を持ち寄って、それで運営をしております、その会の運営に携わる役員の方は、自分を犠牲にして、家のことまでもほったらかしにしてかかっているというようなことで、他の振興会のように、それぞれ補助金の受け皿となるように役員の報酬を予算に上げてというような振興会ではございません。

そういったいろいろな振興会の形式があるわけですが、今検討されているということですので、その委員会の報告を待つしかないと思いますけれども、そういった振興会の育成にも町として、十分とはいかなくても、かかわって育て上げていただきたいと思うわけでございます。

それから、働く場の確保なんですけど、先ほど今西議員からも質問があり、お答えもちょうだいいたしておりますので、私も企業誘致に関してはできるだけ早い時期に、そして各地域に企業誘致をしていただきたいと、かように思っております。

特に、学校の跡地なんかにしますと、集落といいますか、その地域の中心のよいところを、非常に大きな土地を占めておまして、私の地域でもそういったところの学校の跡地も有志で守っておりますが、これも限界であります。したがって、どこか使ってもらえるところがあればなというのは、皆周辺の希望でございまして、そうしたことにひとつご協力を願って、そして調整を進めていく上で有利な企業等を誘致していただきたいと思っております。

また、学校の今建物が問題でありましたが、そうした建物については早急な取り壊しをお願いしたいと思っております。

空き家についてもありますけれども、先ほどお答えをいただきました中に、いろいろと権利関係とか、あるいは人権問題等も絡んで大変難しいとは思いますが、ほとんどのところが非常にほったらかしになっておるということで、できれば処分したいというようなことを言うておる人がかなりありまして、これは9月9日の京都新聞が府の調査を載せておりますが、「限界集落のおそれ、府内に141」と書いてありまして、その大半が北部に7

割が集中しておると、府の北部に7割が集中しておると。これによりますと、空き家の利用というのは北部で10年前から始めておりまして、Iターンの方が、Uターンはしないと、余りUターンはしてくれないけれども、Iターンがまああるというようなことをこの新聞で私は見ました。

いろいろな人の話を聞いてみますと、「確かにそうや」と、「うちも息子がおりながら、町へ出て帰ってきてくれない」と、「そして都会育ちの嫁さんをもらうと、そこへは再々行っておるようやけれども、うちへは帰ってこない」と、「帰って仕事をせいとは言わんけれども、孫の顔でも見たい」というような希望を持ったお年寄りもおられ、またそういったことをかなえる意味においても、今後寂しくなる集落を、何とか団塊の世代の方にも都会に訴えかけられて、何とか集落がにぎわうようにしていただきたいと、かように思っておるわけで、そのための努力も重ねてお願いをして、私の再質問とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 過疎地域における諸課題につきましては、本当に議員仰せのとおり、なかなか即効的な解決策もないわけでございますし、まさしく危機感を持って、本当に私たちの町あるいは地域だけではなしに、今日本が人口減少という、かつてしたことのない体験をしようとしたしておるわけでございますし、本当にどうこの現実を受けとめて解決策を見出していくか、これは本当に知恵の出どころだろうというふうに思っています。

現状、明快な答えはないわけでございますけれども、やっぱりそこへ向けてみんなが意識をしながら取り組んでいくことが大事ではないかというふうに思っております。

そうした中で、さまざまなひとり暮らしの皆さん方のご苦労もあるわけでございますし、また寂しさもあるわけでございますし、その都度起きてまいります状況にどう対応していくのかということも大事な点でありますし、できる限り孤独死をなくしていく、こういう町としての対応もしていかなければならないというふうに思っています。

現状、さまざまな行き届かない状況でありますけれども、できる限り、近隣にベルで知らせるような対策でありますとか、また訪ねて行って、その安否確認をしていく方法でございますとか、十分ではありませんけれども、そうしたことに力を入れながら、そしてまた地域としても今おっしゃっていただきましたような、「電気がつかないけれど、どうしておられるんだろうかな」という、そうした配慮もいただきながら進めていくことが大事ではないかというふうに思っています。

今後、そうしたことを十分町全体で、「うちの地域はまだまだ」ということではなしに、やがて5年、10年先にそうしたことを現実として受けとめざるを得ないという状況も十分

認識をいただく中で、どう今対処していくかということについて真剣な議論をいただけたらというふうに思っています。

同様、農地、山林の保全もどうしていくかということも、そうした状況の中から、非常に厳しさを増しているわけですが、自らの財産でもございますし、十分親族の皆さん、あるいはまた子どもさんともどうしていくかということも相談をいただいて、そしてまた地域とも相談をしていただく中で、本当にそれぞれのふるさとをどう守っていくかということが今問われているというふうに思っています。

住民自治組織によるまちづくりというのも、非常にどこの先進地を見させていただいても、長年にわたってのご苦労があったようでございますし、現状がすべてうまくいっているということにはなっていないのも事実だろうというふうに思いますが、やはり危機感を持って対処したところは、しなかったところよりははるかにいろんな面で生き生きと暮らしをされているというふうに見えます。やっぱりそこに住む人が、本当に他人任せでなしに、自分たちの課題としてしっかりとらえて考えていくことが大事かというふうに思っております。

そうした面で、行政としてどう支援ができるか、また一緒になってどうこうした難局を乗り越えていくか、これが現在問いかけている大きな課題だというふうに認識をしながら、議員仰せのように、できるだけそうした方々に毎日の不安を少しでも少なくできるような方策をとってまいりたいというふうに思っております。

町有地の活用、企業誘致等につきましては、本当にできる限りそうした方向でというふうに思っておりますが、現状、以前からも申し上げておりますように、いろんなインフラ整備も整ってまいりましたし、また都市との時間的な距離も短縮することができましたし、復線電化も一定進んでまいったところがございますので、こうした地の利も十分生かす中で、どう私たちの地域を皆さん方にご理解をいただきながら、「ここで暮らしてみよう」、あるいは「行ってみよう」という思いをしていただけるか。ここは、本当にそれぞれが特色あるまちづくりということになるかというふうに思うんですけれども、全国競合する中で、そうしたことを強くアピールしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

現状、企業誘致が可能になった地域でも、企業側からはいくら募集をしても人が集らないと。これはどういうことかということでお悩みのところもあるようでございますし、誘致ができたからといって、なかなかそうした労力面のことが、現実働く場所がないということで片づけておりますけれども、現実、ここで働こうとする人が本当にどれだけいるのかということも、やっぱり追跡調査もしておかなければならないというふうに思っています。

非常に全般にわたって極めて厳しい状況でございますけれども、そうしたことも覚悟しな

がらの合併であったというふうに思っております。それぞれが力を合わせて、21世紀を生き抜く力を蓄えてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 11番、藤田君。

○11番（藤田正夫君） 最後に1点だけお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。お答えは結構でございます。

先ほどからたびたびくどく申しておりますように、非常に独居老人の家庭が増えております。先ほどからお願いしておりますように、とりあえず緊急の事態が早く周囲に把握できるような、そうしたシステムの導入といたしますか、対策を立てていただきたい。

そのほかにつきましては、今お答えをいただいたとおり、今後期待をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これにて、私の質問は終わります。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、11時5分からといたします。

休憩 午前 10時50分

再開 午前 11時10分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

13番、篠塚君。

○13番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。通告に従いまして一般質問を行いますので、明確なご答弁をお願いいたします。

第1点目は、少子化・子育て支援対策について町長にお聞きをいたします。

全国の自治体で、今、最重点課題として取り組まれている施策の一つが少子化対策・子育て支援事業でございます。合計特殊出生率が平成17年に1.26と、5年連続で過去最低を更新しまして、少子化が急激に進んでおりまして、一般的に合計特殊出生率が2.08あるいは2.07を下回ると少子化と言われ、現在の人口を維持できないばかりか、経済全般、社会保障制度、特に年金問題などに深刻な影響を与えることから、最重点課題として取り組まれているものと思われております。

その結果、平成18年は、合計特殊出生率が0.05ポイント上昇しまして1.31となり、平成13年の1.32以来の高い水準になりました。

このように、合計特殊出生率が上昇した要因としては、景気回復による雇用改善、また昭

和46年から49年生まれの団塊ジュニア世代を中心に結婚・出産が増えたのが主因と言われておりますが、国や地方自治体を実施します子どもを産みやすい、育てやすいさまざまな制度の充実や取り組みの効果があらわれてきたのではないかと考えられます。

本町の平成18年度の出生者数は93人で、前年対比1人減と横ばいでありまして、平成16年度の84人から比べますと9人増加しております。そして、20歳から39歳までの若者の年齢層の転出等による人口減少は、平成18年度46人の減ということでありました。平成15年度の264人に比べまして、218人も大幅に少なくなってきました。これは、3町合併によりまして、出産・子育て支援事業が拡充したことも要因となっているのではないかと考えられます。

しかし、住民基本台帳年報によりまして、平成18年度に人口は201人減少しております。平成15年度からの4年間に902人減少し、1年で平均226人が減少を続けております。平成18年度に減少した人口201人の内訳は、出生数が93人で、死亡者数が225人で、自然増減で132人減少、そして転入者数等が438人で、転出者数が507人ということで、社会増減で69人減少したことによるものであります。

17年度は219人減、16年度は261人減、15年度は221人減、14年度は212人減ということで、18年度の201人がここ最近5年間では最も減少が少なかったという結果になっておりまして、合併後の本町の少子化、子育て支援対策が着実に効果を上げ、一定人口減少傾向に歯どめがかかってきているようではありますが、本年3月に策定されました町総合計画基本構想では、将来人口フレームを、10年後の平成28年度には人口目標を1万8,000人と設定しておりまして、現状の人口減少傾向から数年後には人口プラスに転じないと、到底目標を達成することはできません。目標達成に向け、少子化・子育て支援対策をさらに拡充することによりまして、若者が定住し、出生数の増加につながってくるものと考えられます。

本町のすこやか子育て医療費助成制度の支給対象者は、現在中学校卒業までということで、以前は全国的にも突出し、充実しておりましたが、最近では他の自治体でも小学校卒業までが一般的となってきておりまして、中学校卒業まで実施する自治体も出てまいりました。また、隣接の南丹市が高校卒業までという格差があることから、本町も対象者を高校卒業までの最高レベルに拡大されるお考えはないか、お聞きをいたします。

次に、すこやか祝金でございまして、第1子、第2子の支給というのは全国的にもまれな施策でありまして、若い夫妻にとりましては大変好評で、一定の効果を上げていると思われまますが、第3子以上は、これも南丹市では以前から子宝条例ということで30万円の支給と

なっております。この格差も隣接町としまして是正する必要があるというふうに考えられます。現行の20万円を30万円に拡充される考えはないか、お聞きをいたします。

次に、国民健康保険の出産育児一時金は、昨年10月に30万円から35万円に引き上げられたところでありますが、実際の出産費用は40万円から50万円が必要ということでございまして、若い夫妻の経済的な負担を軽減するためにも、5万円引き上げまして40万円を支給される考えはないか、お聞きをいたします。独自で引き上げることは可能でありますし、しかし、引き上げ分の5万円については、当然これは補助対象外ということになりますので、少子化対策として一般会計からの繰り入れが必要であります。平成18年度の支給件数から算定すれば、約135万円程度ではないかというふうに試算をいたしております。

次に、国民健康保険の出産育児一時金の支給方法についてであります。現在は、出産後届けられまして、申請されて1週間か10日後、1カ月以内というような支給になっていると思うんですが、退院時に出産育児一時金分も立てかえて支払わなければならない、若い夫妻にとりましては大きな経済的な負担となっております。少子化の要因となっているのではないかというふうに推察されます。

医療機関の窓口では、出産育児一時金の35万円を差し引いた額を支払えば済む受託委任払い方式等の導入をされるお考えはないか、お聞きをいたします。既に、多くの自治体で受託委任払い方式の導入が進みつつありまして、少子化対策として大きな効果が期待をされております。

次に、妊婦健診費用の公費負担についてであります。このことにつきましては本年の第1回、3月定例議会の一般質問で少子化対策として、国の平成19年度予算において妊産婦無料健診費用の助成が大幅に拡充されたことによりまして、妊産婦の無料健診回数を5回以上にされるお考えはないかというような質問をいたしましたところ、京都府と京都府医師会と調整中であるという答弁でございましたが、その後、国の大幅な交付税措置を機に、妊婦健診14回分の費用全額を公費負担する先進的な取り組みをする自治体が出てきています。

全額公費負担となりますと、また市町村と異なる回数となり、医師会との調整が困難であれば、償還払い方式でも妊婦健診費用全額を公費負担で実施されるお考えはないか、お聞きをいたします。

第2点目は、受動喫煙の防止対策について、町長、教育長にお聞きをいたします。

受動喫煙の防止を規定した健康増進法が平成15年5月より施行されまして、第25条で、「学校、体育館、病院、集会所、官公庁施設、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙の防止に努めなければならない」と明記されまして、京都府では、「きょう

と健やか21推進府民会議」が策定しました「きょうと健やか21たばこ対策指針」により、公共施設の完全分煙などの具体的な取り組みが示されておりまして、この指針に従いまして、本町の公共施設では完全分煙が実施されておりますが、喫煙場所は受動喫煙を防止する適当な場所であるか、お聞きをいたします。

次に、町内小中学校11校では、敷地内禁煙を今年9月より実施されたとお聞きしておりますが、町民の健康を守らなければならない公共施設については敷地内禁煙にしてほしいとの要望もございまして、病院、診療所、健康管理センター、保健福祉センターなどの施設は、病気療養中、また身体的弱者の方などが多数利用される施設でありまして、この方々の健康を守るために敷地内禁煙を実施される考えはないか、お聞きをいたします。

第3点目は、瑞穂マスターズハウスで働いておられるパート職員の賃金支払い等につきまして、町長にお聞きをいたします。

このパート職員の方は、豆の加工を主に担当されておりますが、公社の都合によりまして、ことし2月は半月、3月は1カ月、4月10日から9月初めまで休みと言われまして、約6カ月間休業ということになりました。したがって、生活がかかっているということでありまして、一方的な休業で大変困っておられます。

労働契約には、このようなことは何も書いていないということでありまして、使用者側の都合により休業となった場合は、労働基準法第26条の規定に基づき、休業期間中の平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければなりません。6カ月余りの休業手当は支払われたのか、お聞きをいたします。

次に、作業の工程等で終業時間より早く仕事が終了した場合でも、労働契約が1日8時間労働ということになっておりますと、日当の全額を支払う義務があるというのが労基局の見解でありまして、全額が支払われているのかお聞きをいたします。

次に、パート職員の有給休暇であります。この人は平均週4日の労働日数で、年間169日から216日の労働日数がございまして。勤続年数が4年ありますから、労働基準法の第39条の規定によりまして、年間10日間の有給休暇付与の対象となりますが、有給休暇は付与されているのかお聞きをいたします。

有給休暇が付与されている場合、有給休暇の賃金を支払われているのか、そして、公社の就業規則等に支払う有給休暇の賃金の明示はされているのか、お聞きをいたします。

次に、学校給食について、教育長にお聞きをいたします。

中学校及び幼稚園の給食につきましては、平成17年12月議会の一般質問の答弁で、「今後望ましい方向づけについて前向きに検討して取り組む」という答弁がされてから1年

9カ月が経過をいたしました。その後も、保護者の給食実施に対する期待はさらに強く広まっておりまして、中学生の心身の発達に大きな影響を及ぼすことから、いつまでも放置してよいというような問題でもございません。その期待に応えるためにも、検討していただける時間は十分にあったと思いますし、教育委員会としてどのような検討と方向づけをされたのかお聞きをいたします。

次に、給食を実施しています和知中学と蒲生野中学、瑞穂中学との給食サービスの格差があるわけではありますが、当然早期に解消する必要があると思いますが、このまま放置しておけば、給食サービス以外にもさまざまな格差が生じる可能性もあります。そのことにつきましてどのように考えておられるのかお聞きをいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 篠塚議員の質問にお答えをいたします。

まず、少子化・子育て支援対策についてでございますが、「すこやか子育て医療助成制度」につきましては、現在のところ、本町では義務教育期間までということで考えておりまして、高校生まで拡大する予定はございませんので、ご理解を願いたいと存じます。

2点目の京丹波町のすこやか祝金は、第1子5万円、第2子10万円、第3子以上20万円となっておりますが、京都府内での取り組み市町村も少なく、本町を含め、4市町村となっております。

その中でも、1年以上の居住条件としているところ、また3年以上の居住条件と厳しい市町村もございます。本町では、条件を緩やかにしておりまして、住所が町内にあれば対象となりますので、現時点ではこのままで対応していきたく考えております。

今後も地域で安心して子育てができるよう、子育て支援センター事業や保育事業等、施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

出産育児一時金につきましては、昨年10月、30万円から35万円に引き上げをさせていただいたところであり、府内の全市町村が35万円の支給となっているところでございます。

したがいまして、給付は多ければ多いほどいいわけでございますが、現在、これを引き上げる考えは持っておりませんので、ご理解賜りたく存じます。

出産育児一時金の受領委任払いにつきましては、本町におきましては、本年1月1日からその取扱要項を定め、受領委任払い制度を開始しております。

制度につきましては、町のホームページにも掲載しているところでございますが、今後一

層の周知に努めたいと存じております。

妊婦健診費用の考え方につきましては、平成19年3月議会におきましても回答させていただいておりますとおり、平成19年度地方財政措置で妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がなされ、市町村においては公費負担分の範囲を検討するよう要請されているところです。

京都府においては、府内市町村の公費負担の状況について取りまとめ中であり、現在、「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」の通知をもとに、京都府と協議を進めているところでございます。

公費負担回数の考え方としまして、妊娠中に受けるべき健康診査の回数については、13回から14回程度になると考えられておりますが、財政厳しい折、健康な妊娠、出産を迎える上で、経済的理由等で受診をあきらめる方を生じさせないための最低限必要な妊婦健康診査の回数については、5回程度の公費負担を実施することが望ましいと考えられておりますので、健康診査の時期と内容等を調査した上で検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、受動喫煙についてであります。町の公の施設は、それぞれの施設内禁煙としているものの、屋外であっても不特定多数の方が出入りされる玄関付近に灰皿を設置している施設などもあり、十分な受動喫煙防止対策を講じているとは必ずしも言えない状況にあると認識しております。

議員ご提案のとおり、町民の健康維持・増進を図る上からも、すべての公の施設において喫煙場所を再検討するなど、敷地内禁煙を含め、受動喫煙防止対策のための必要な措置を段階的に講じていきたいと考えております。

玄関等の灰皿は、事前周知を行い、10月1日より撤去、職員についても執務時間中の敷地内禁煙を実施する方向で進めてまいります。

次に、瑞穂マスターズのパート職員の賃金の支払い等についてでございますが、労働基準法第26条の規定する休業手当の支給はされておらず、また労働契約の時間より早く仕事が終了した場合の日額全額支給についても、支払い実績はございません。

労働基準法第39条に基づく有給休暇についても付与されていない現状となっており、就業規則等に支払う有給休暇の賃金の明示はなされておられません。

その監督責任として、適切な運営がされるよう、指導してまいりたいと思っております。

以上、篠塚議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 篠塚議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、学校関係施設の受動喫煙防止対策についてでございますが、学校関係におきましては、児童・生徒の健康教育のより一層の推進という意味も含め、町広報お知らせ版あるいは町のホームページでもお知らせをいたしておりますように、ことし9月1日から、終日敷地内禁煙を実施いたしております。

次に、公民館などの社会教育施設でございますが、合併前からそれぞれの町で施設内禁煙の取り組みがなされておまして、現在、すべての施設におきまして施設内禁煙を実施しておるところでございます。

しかし、先ほど町長からありましたとおり、今後につきましては町施設と歩調を合わせ、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、学校給食に関するご質問でございますが、前回にも答弁いたしておりますように、中学校の給食となりますと、新たな給食供給施設と食堂施設または施設内搬送設備が必要となります。

このような状況から、教育委員会といたしましては、財政的な見地も含め、瑞穂地区の小学校などの整備時期を一つの契機として、総合的な給食供給体制を構築できればと考えているところでございます。

また、現在、和知中学校のみの学校給食となっておりますことにつきましては、これまで申し上げました状況をご理解いただき、いましばらく現状で推移いたしますことにご理解を賜りたいと存じております。

なお、幼稚園の給食につきましては、ただいま申し上げました動向等も十分踏まえる中で、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 13番、篠塚君。

○13番（篠塚信太郎君） 少子化・子育て支援対策につきましては、現状のそういう水準で引き上げ等を行わないということではありますが、先ほど申しましたように、人口が減少している中で、ほかにもそういう少子化、子育て支援対策はいろいろあるわけでございますが、その辺の、ただいまお聞きした中では拡充はしないということでございますが、ほかにそういう少子化・子育て支援につきましては、そういう対策をお考えであればお聞きをしたいと思っております。

それと、これは地域医療課長さんにお聞きをしておきたいと思うんですが、受動喫煙の関係でございますが、病院、診療所の敷地内禁煙を行わないと禁煙指導ができないということ

とか、禁煙パッチが保険請求できるようになったと聞いておりますが、瑞穂病院と和知診療所では患者さんが見えられた場合に相談があった場合に、禁煙指導とか禁煙パッチの保険請求をどのようにされているのか。無料でされているのか、どうされているのか、お聞きをいたします。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの篠塚議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策で、ほかに何か考えていることはないかお尋ねしたいという件でございますが、現在のところで即具体的なことはないんですが、保育料の関係で、第2子以上の方についての軽減を実施する方向で現在検討していることと、これから子どもさんが急病のときとか、そういうときにお預かりをしてほしいという保護者の方のご意向もございまして、それについてただいま検討しているところでございます。できれば、来年度に向けて実施したいという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 現在の瑞穂病院及び和知診療所におきましては、全面的な敷地内禁煙を実施いたしておりませんので、特掲診療科といいますか、ニコチン依存症管理料の禁煙外来を保険適用としての実施はできておりません。

これを実施する場合の施設基準の条件といたしまして、敷地内の全面禁煙がございまして、今後こういう特殊外来の件も含めまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時01分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東 まさ子君の発言を許可します。

3番、東君。

○3番（東 まさ子君） それでは、ただいまから、平成19年9月議会におきます私の一般質問を行います。

まず最初に、生活保護行政についてお伺いをいたします。

今、失業やリストラ、倒産、社会保障などの制度改悪によって、低所得者層が大きく増え

て、所得格差が広がっております。こうした貧困化の進行で、全国的に生活保護や就学援助などの制度を受ける人が増えております。

さて、6月に「生活と健康を守る会」が実施をされました相談会に、病気で仕事をするのができずに、収入がなくて困っているという相談がありました。税金も国保税も支払いが滞っているということであり、闘病中で医療費も大変という状況でありましたので、町へ生活保護の申請に行きました。

福祉事務所と調整をしての訪問調査では、制度の概要の説明や、日常生活についての聞き取りがされました。再度、1週間後に訪問があり、申請書に書き込み、申請を受理されました。決定かどうかの結果は、1カ月後となりました。

そこで町長にお伺いをいたします。

本来ならば、保護の申し込みに行ったときに申請書を書いて、そして手続が進んでいくのが基本ではないでしょうか。必要なときに申請ができるように、申請用紙は町の窓口においておくべきだと考えますが、見解をお聞きいたします。

また、最近の生活保護をめぐる情勢は大変なことになっております。昨年は、北九州市や秋田市、伏見区で保護の申請の拒否や却下によって悲劇が起きています。ことしの7月には、北九州市で生活保護を辞退した男性が餓死しているのが発見されました。男性は、病気で仕事ができない状態で生活保護を受けておりましたが、福祉事務所の就労指導を受けて、働ける状況ではないのに辞退届を提出し、保護が打ち切られ、2カ月後に餓死が発見されました。日記には、「おにぎりが食べたい」と書いてありました。

本町では、本来このような保護が必要な人たちを見落としてはいないか、また打ち切りの実態はないか、お伺いをいたします。

さらに、生活に困ったとき、生活保護制度によって生活費などの公的支援を受けることとなりますが、その際、住まいに使っている家や土地を持っていても保護を受けられるのが原則であります。

ところが、厚生労働省は、ことし4月から、自宅を所有している高齢者の場合、自宅を担保に入れて貸し付けをし、貸付金の利用期間中は生活保護の適用を行わないとしております。担保価値を貸付金がオーバーしたときに、保護に切りかえるとなっております。

この制度が導入されたら、住みなれた我が家を将来他人の手に渡ることに抵抗感を感じて、生活保護の利用をあきらめてしまう人がいると思いませんか。その結果、食事がとれなくなったり、病気治療を我慢したり、高金利のサラ金に頼ったりなどにつながって、生命の危険にさらされるようになることにつながることも起きるのではないのでしょうか。

こんな制度は実施しないように求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、国民健康保険の資格証明書の発行について、6月議会に続いて質問します。

今、国民健康保険税を払えず、滞納に追い込まれ、まともな保険証がもらえない世帯が増え続けております。結果、病気になるのに適切な治療が受けられない、患者になれないという、町民の命と健康にかかわる重大な事態が広がっております。

町長は、国保の資格証明書の発行は行うべきではないとの質問に対し、国保制度は相互扶助の上に成り立ち、被保険者の公平な負担は制度の根幹をなすものである。また、国保税の滞納の増加は、予定収入が確保できず、国保財政の悪化、不安定化を招き、安心して医療を受けられる国民皆保険の最後の砦である国保制度に重大な支障を来す。滞納者が納付者の負担に上乘せされ、負担の不公平を招くことで、まじめな納付者の納付意識の低下と、新たな滞納者を生み出すことにつながるといったことは避けなければならない。したがって、滞納者への資格証明書の発行は、制度の義務化とともに、保険者として遵守しなければならないとご答弁をされております。

しかし、国会審議では、悪質な滞納者以外からは保険証を取り上げるべきではないとする答弁があります。実質的な保険証の取り上げである資格証明書の発行について、本町はどのように、どういう状況で発行しているのか、お伺いをいたします。

また、医療費の窓口での負担についてお伺いをいたします。

貧困と格差が問題になっていますが、働いても食べるのが精いっぱい、体の調子が悪いけれど、病院の窓口で支払う一部負担金が払えないので病院に行けないという声を聞きました。今、医療費が心配で受診を控えるというケースが増えているのではないのでしょうか。

こうした所得の低い方々に対し、窓口負担の減免が必要ではないのでしょうか。国保法第44条は、医療費の窓口負担を引き下げる減免制度を実施することができると規定しています。実施要項を定めて運用を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、多重債務者支援についてお伺いをいたします。

京丹波町議会は、昨年9月議会で、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書を可決して、関係大臣に提出をいたしました。

そして、昨年12月には貸金業規制法が改正されました。出資法の上限金利を20%に引き下げるほか、これ以下の金利でも利息制限法の上限を超える契約は無効とし、行政処分の対象とする融資総額を利用者の年収の3分の1まで限定をする総量規制の導入などが盛り込まれました。

また、政府の責務として、多重債務の救済支援が明記されました。そして、自治体が具体

的な取り組みを進めていくことを求めています。サラ金などの高金利のために多重債務に陥った人は、今200万人以上いると言われております。今、国保税の滞納問題について質問いたしましたが、借金があるから保険料が払えないケースもあると思います。困っている住民の生活を支援するために相談窓口をつくることなど、多重債務者対策に組み込みが必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、ケーブルテレビについてお伺いいたします。

町長は、公約であるケーブルテレビの情報網の統一を目指して計画を進め、現状の瑞穂ケーブルテレビを軸として、丹波・和知エリアに拡張するとしております。財政面では、国庫補助を中心に、過疎債と合併特例債と合併推進補助金の活用を予定しているとしながら、実質公債費比率の影響を考慮して計画したいと議会で述べられております。

私は、17億円とも19億円ともなるケーブルテレビ整備は、町財政にとって、また住民にとって大きな負担になると思います。今、最優先で取り組まなくてはならない事業なのか、もっと慎重に考えてはどうでしょうか。

ケーブルテレビのメリットである高画質、高音響は、高価なテレビを買わなくては見ることはできませんし、必要性から見ても、FAXの方が便利で暮らしに役立っているのではないのでしょうか。維持管理も町の大きな負担となっていきます。

6月から実施された町政懇談会で、ケーブルテレビ事業について説明がされましたが、私が参加いたしました竹野、下山の会場では、丹波地区のFAXが大変便利であり、継続を望む声が出されておりました。また、中央公民館実施の会場でも、継続を求める声があったと聞いております。

財政面からも、住民合意の面からも、検討が必要なのではありませんか。お伺いをいたします。

また、高知県や岩手県が中心になって結成されております「地上デジタル放送普及対策検討会」は、地上デジタル化は視聴者のサービス向上以外にも、電波資源の有効活用、また経済活性化などを目的に、まさに国の重要な施策として推進されているものであり、このことのしわ寄せが条件不利益地域の住民に降りかからないようにすることは、国の責務であるとしています。そして、地方自治体の役割についても、自治体の負担を最小限にすべきであると提言しています。

京都市の京北町の受信組合では、NHKによってデジタル放送以降の施設改修調査がされていると聞いております。テレビのデジタル化対策として、本町はケーブルテレビで対応するとの立場で事業計画しております。しかし、町の財政から見ても、ケーブルテレビに頼り

切るのではなく、ほかの方法も検討してはどうでしょうか。

次に、町営バスについてお尋ねをいたします。

全町で町営バスの運行がスタートし、2年目となりました。利用者により便利で利用しやすい運行、効率的な運行を目指すとして、4月に見直しがされました。利用者や住民の評判はどうでしょうか。まず最初にお伺いをいたします。

住民の暮らしの足であるバス運行は、なくてはならないものでありますが、「バスに乗っていないではないか」、こういう声も聞くところでもあります。利用者から見て割高感がある運賃を、使いやすく適切な運賃に引き下げることや、予約システムの導入、定期便以外にも高齢者の行事への参加への運行など、利用者、住民ニーズに合った取り組みを行い、ちょっと出かけるといった気持ちになれる、使いやすいバス運行が必要ではないでしょうか。

精度を高めるために、最終的には検討委員会を持ちたいとの答弁もありますので、ぜひとも設置をして、研究・検討していくことがまちづくりとしても必要と考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

次に、地域防災計画についてお伺いをいたします。

災害に強い町、地域づくりに努める、被害を最小限にとめるように努めるなどを基本に、地域防災計画が策定をされました。地震や風水害をなくすことはできませんが、備えを怠らないことで被害を減らすことはできていきます。被害を最小限に抑えるために、課題の解決が求められます。

本町は、西山断層系地震の影響による被害が大きいとされ、災害のための備品が議会でも予算化されました。命を守り、被害軽減のためにも、避難場所や避難経路など、防災計画の周知徹底が重要です。どのようにして普及徹底するのか、お伺いをいたします。

また、計画の具体化について、例えば飲料水の確保のところでは、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し、水質検査をしていくとありますが、井戸マップの作成、また寝たきりの方などのリストなど細かな対応。

建築物については、中越沖地震では、一たん避難した学校の被害が大きく、別のところへ移る事態も起きました。避難場所となる学校や公共施設の耐震化はできているか、お伺いをいたします。

最後に、畜産処理センターについてお伺いをいたします。

酪農家の皆さんも、また町も、堆肥センター施設整備でふん尿を処理し、よい有機堆肥をつくり、農家はその活用を図っていく計画をし、事業に取り組んできましたが、2年を過ぎても機能が発揮されない状況があります。施設の機能発揮と運用の仕方について、改善の取

り組みもされてきたところではありますが、実態はどうなっているのでしょうか。また、課題が残っているとすれば解決策はどう考えているのか、お伺いをいたします。

完全な施設の機能発揮とあわせ、まちづくりとして有機堆肥を活用した農産物の生産を推進して、有機の里づくりに取り組んでいくつもりはないかお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 東議員の質問にお答えをいたします。

まず、福祉・社会保障の関係でございますが、1点目の保護申請から受付まで日数を要することにつきましては、暴力団対策として暴力団員には支給しないこととなっており、暴力団員と思われる方が相談に来られた場合には、京都府から警察署に照会を行う必要があること、及び、真実を偽って相談に来られている場合もありますので、町への相談日に申請書を渡さず、決定機関である京都府が面談してから申請書をお渡しいたしております。

また、偽って相談に来られていると京都府が判断した場合は、事前調査やケース会議を行うため、申請書を渡すのに2～3日の日数を要する場合がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その後は、京都府の担当者が法に基づき、保護申請書受理後、1カ月以内に速やかな判断を示すよう実施しているとの回答をいただいております。

働かないことを理由に、辞退届の強要などで保護の打ち切りが全国で問題になっていることではありますが、本町においては、単に働かないという理由でなく、病状把握等に十分努め、継続的な保護の実施を行っているところでございます。

リバースモーゲージについては、65歳以上の被保護者の居住用不動産資産が500万円以上の場合の適用いかんについて、現在、指導権限を有する京都府の生活保護所管課において検討がなされているところでございます。

こうしたことに基づきながら、本町としても対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、本町の国民健康保険の資格証明書発行につきましては、保険税滞納者のうち、ほとんどの方が納付相談、納付指導に応じていただいております。これらの方々には短期証を交付し、相談の機会を増やすことで滞納の解消に努めているところであります。

しかしながら、弁明通知等に全く応じない方など、納付意識が認められない方には資格証明書を発行しているところであります。

したがいまして、資格証明書の発行は限られた方のみとなっておりますので、事実上、本

町でも同様の取り扱いとなっているのが実態ということでご理解いただきたいと存じます。

また、医療費減免制度につきましては、京丹波町国民健康保険条例施行規則にその申請方法等を定めておりますので、規則とは別に実施要項までは定めておりません。

次に、多重債務者についてでございますが、町といたしましては、多重債務以外の問題も含め、多重債務者の課題を総合的に解決するため、町税担当課はもとより、公共料金徴収担当課及び生活保護や児童虐待、家庭内暴力の担当課等で、多重債務者や多重債務に陥りそうな方をいち早く把握するように努め、各部局間連携のもと、京都府の相談機関や無料法律相談所等々の相談窓口で紹介、誘導していくとともに、多重債務者発生防止のための啓発についても、広報等を通じ、実施していきたいと考えております。

また、京都府においても、今月中に庁内組織となる多重債務者問題対策会議を設置する旨お伺いしております。府とも十分に連携してまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビについてでございますが、丹波地区で現在使用されております有線FAXについては、住民の方々に好評をいただき、利用いただいているところでございますが、設備の老朽化に伴い、現状を維持することが大変困難な状況を迎えておるところでございます。

情報網の一元化を実現するため、ケーブルテレビの全町拡張を計画しておりますが、ご承知のとおり、ケーブルテレビではテレビ再送信をはじめ、自主放送、音声告知放送、IP方式による有線電話、インターネット接続等が利用できる環境が構築でき、今後の地上デジタル放送への対応も可能となります。

また、FAX機能付電話を接続することにより、FAXとしても利用が可能となります。

しかし、全戸にFAX機を設置することは、事業費の増大や交付金の対象外であることから、機器の設置は計画いたしておりません。

また、NHKの置局のデジタル化は計画的に進められていると聞いておりますが、置局が置きかわるだけで、各家庭までデジタル放送が届く可能性は低いと思われれます。

NHK共聴等は、NHKの負担で改修をある程度してくれると思われれますが、自主共聴や民放分の改修については、各組合での対応となると思われれます。

今回進めております計画は、単に地上デジタル放送に対応するためだけではなく、幅広い観点から、本町の情報施策として、当面の目標であります「情報基盤の統一」、「地上デジタル放送への対応」、「超高速ブロードバンド環境の構築」を目指すこととしておりまして、それを網羅できる最善の方法としてケーブルテレビを計画いたしてしております。今後の情報技術の動向も視野に入れながら、構築を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお

願ひ申し上げたいと存じます。

町営バスの運行につきましては、ご利用いただく皆様のご意見、ご要望を踏まえまして、許される限りにおいて改善を図っていきたくと考えています。

しかしながら、非常に限られた予算の中において、スクールバスとしての用途に重きを置かなければならない状況下では、一般利用者の皆様に十分満足いただける運行を行うことは困難であると考えていますが、本年4月にはダイヤ改正やバス停留所の新設を行うとともに、道路状況が許す限り、フリー乗降区間を大幅に増設し、現状において最善の努力をいたしたところでございます。

一般乗客数につきましては、利用状況を広報紙で報告いたしておりますが、大きな変動はございません。今日の車社会において、町営バスをご利用される方が固定化してきたと考えております。

現在、12台のバスを運行していますが、このうち、10台を地方交付税の対象にさせていただき、収支の改善にも努めているところであります。

今後とも、議会や町民の皆様のご意見を拝聴しながら、さらなる努力をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

現在、検討委員会の設置は考えておりません。

次に、地域防災計画の周知徹底につきましては、本年5月15日付発行の「広報京丹波」で計画の概要をお知らせしたところでございます。また、町のホームページに計画の全文を掲載しておるところでございます。

さらに、避難所を広く周知し、災害発生時に円滑な避難行動へとつながるよう、避難所一覧表を町内全戸に配布するための準備を進めています。今後も、防災対策に関する具体的な施策について、随時周知を図ってまいります。

防災計画の具体化についてであります。本計画中の地震被害想定などを基本に、食料品、医薬品及び飲料水などを、災害発生直後の緊急物資として備蓄する計画としております。今後、5カ年の年次計画として、今回、一般会計補正予算に本年度購入費に係る予算を上程しております。

さらに、ご指摘のあった給水源としての井戸等の把握など、災害時の飲料水確保を図っていきたくと考えております。

また、災害時要援護者の避難支援につきましては、防災計画に総括的な支援方針を定めており、関係機関におけるその情報共有などもその具体策の一つであると思っております。

このリスト作成に当たっては、保有個人情報の目的外利用など、慎重な検討を要する事項

となっております。今後、関係各課との連携協議により、具体化を図っていきたいと考えています。

その他の各種防災対策についても、中・長期的視点に立って、災害による人的、経済的被害を軽減するための備えを一層充実することにより、災害に強い町・地域づくりを目指し、本防災計画の具体化を図っていく所存であります。

次に、堆肥センターでございますが、議員お尋ねの内容等につきましては、先ほど今西議員の質問でお答えをしたとおりでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように、施設の機能発揮をするための改善等については、目下最善を尽くしながら努めているところでございますし、有機堆肥の活用につきましては、これまでからも循環型のいわゆる耕畜連携の農業を展開していこうということで、ストックヤードを中心にしながら、また多くご利用いただける方にもその便宜を図りつつ、進めてまいりたいというふうに思っています。

まずは、優良な堆肥を生産することが第一義だというふうに思っておりますし、喜んで使っていただけるような、そうしたものをまずしっかり構築していくことが大切だというふうに思っておりますが、あわせてその有効利用につきましても、今後丹波ユーキを中心にしながら、また耕種農家の皆さん方とも協議をする中で、より使いやすいような堆肥を生産しながら、それを活用した農作物の栽培に町としても力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、東議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 生活保護の申請用紙の窓口設置のことではありますが、京都府が診断をして、福祉事務所が診断するわけですけれど、申請するということが答弁がありましたけれども、京都府議会でも知事が自治体の窓口置くようにということで、知事というか、府がそういう答弁をしておりますが、そういうことを町は聞いていないのかどうか、1点お聞きをいたします。

それと、資格証明書の発行ですが、納付相談に来ない、返事のない人、そういう人に限られているということではありますが、今回、生活保護の申請をされました方もお金を払っていないということでありまして、その方がそしたら何も応じなかったということで、保険証をもらっていないということになると思うんですが、本当にこういう困っている方に保険証が渡らない、資格証明書になっているということは、10割お金を準備しなくてはいけないのでありますので、本当に病院へ行くことにためらいができてくるということにつながって

るのではないかと思います。

ひいては、本当に手おくれになるということにもなりますし、この方につきましては、高額療養費が返ってきたときに、その返ってきた分から滞納分を差し引きいたしますというふうな、それに同意をしますというふうな、そういう同意書を持っておられましたということで、いろんな事情がわかりながらこういうことになっているということについては、本当に自治体としてあってはならないことではないかなというふうに思っておりますが、このように高額療養費から滞納分を差し引くというふうなことが実際行われているのかどうか、お聞きをいたします。

それから、医療費の一部負担の窓口での負担の減免ですが、今の町長の答弁でありましたら、お金がなくて減免、あるいはまた徴収猶予ということが役場へ来たらできるというふうな受けとってよいのかどうか、お聞きをいたします。

それから、多重債務支援につきましては、いろいろ各関係課で連携をとって、そういう多重債務者のリストアップというか、見つけられて、いろんな対応をしているということでもありますので、もっと広報にもそういう救済ができるという、解決の道がありますよというふうな、そういう広報もしていただいて、本当に生活を脅かされている人たちが救われるように、ぜひともそれは引き続きお願いをしたいというふうに思っております。

それと、ケーブルテレビであります。町政懇談会でも説明がされておりましたが、いろいろケーブルテレビのメリットもありまして、きれいな画像が見られたり、よい環境のもとでテレビを見ることが出来ますけれども、20万円とか30万円とか、テレビも本当に高額になりますし、そういうメリットを共用しようと思えばテレビを買い換えなくてはならないということで、本当にそういうことができる人というのは限られてくるということでもありますし、また財政的にも、最近にも実質公債比率20.8%ということもありまして、本当に財政的にも町として負担になってくるのではないかと考えております。

18年度の決算を見ても、支出を見ました場合に、経常経費の一般財源の支出というのは本当に抑えられておまして、1億5,000万円も言うたら余剰というか、できているということで、その結果、1億円余りの黒字が生まれてきている実質収支ですけれども、1億円余りのお金が生まれているということでもあります。

引き続いて繰上償還をされたり、あるいはまた保育所の建設でありますとか、小学校の統合なんかも言われておりますし、こういうものの事業に加えてケーブルテレビということになってきますし、一方、私たちの暮らしというのは本当にいろんな負担が増えて、もっともこれからそういう暮らしのためへの補助金というのが町として必要になってくるのでは

ないかなというふうに思っております、この経常経費の中の一般財源の支出が本当に減らしているんなものが行われていくということにつきましては、本当に私たちの暮らしが脅かされるということになりますし、18年度におきましても、4億7,000万円余りの自主財源を持っていないてはいろんな事業もできていないということでありまして、本当に財政的にこうしたケーブルテレビが負担になってくるということになってくるのではないかなというふうに思っております。

それと、町長は、ケーブルテレビでデジタル化への対応、そして情報の一元化を両方とも図っていくということでありまして、片一方では老朽化しているといえども、本当にFAX機能を継続してほしいという、それの方が本当にメリットがあるということで、ケーブルテレビは見なくてははいけませんし、という声が聞かれておりましたので、そういう住民合意を得るために町長はどういうふうに、一方的に突っ走っていかれるのかどうか、そのことについて見解をお聞きいたします。

それから、町営バスについてはいろいろと限られた中でバスを走らすということで理解はしておりますけれども、一つは、努力はするというものの検討委員会は持たないということで、もっともっと住民のいろんなアイデア、いろんな考えを持っておられますので、そうしたものを取り入れてこそ、本当に少ない経費でよりよいバスの走らせ方ができると思っておりますので、本当にそれは持っていて、そない早いこと結論を出さなくても、いろんな意見を交換して進めていくというのが、こんなときですのでさらに大切になってきていると、このように思います。

でなくては、検討委員会を持ちたいと言いつつ持たないということでは、何を私たちは信じて議会でも質問なりしていけばよいのかということにもなってきますので、ぜひとも検討委員会を持っていただいて、幅広い意見のもとでよりよい運行となるよう、ぜひともそれはしていただきたい。

以上であります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず第1点目の、生活保護の申請用紙についてでございますが、現在、保健福祉課、瑞穂・和知の支所に置いておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、いろんな関係もございまして、京都府の指示を仰ぎながら、申請者にその申請用紙をお渡ししているというところで、少しそうした面では、すぐさま渡すということにはなっていないかもしれませんが、用意はいたしておるところでございます。

それから、資格証明書の関係でございますが、先ほども申し上げさせていただきましたよ

うに、やはりいろんなご事情もあろうかと思えますけれども、まずは弁明書等に応じていただいて、今後の滞納分の納付の意思があるのかないのか、こうしたこともやっぱり義務として当然果たしていただくのがまず必要ではないかというふうに思っております。

こうしたことが全く応じていただけないという方については、やむを得ず資格証明書を発行させていただいておるということをございます。

今後とも、こうしたことがないように努力をしてまいったり、また応じていただけない方に再度通知を申し上げたり、詰めてまいりたいというふうに思っております。

多重債務者の関係につきましては、本当にいろいろなこれまた事情もあろうかと思えますが、そのいろんな状況を自分で抱え込むのではなしに、先ほど申し上げましたあらゆる相談窓口も用意をいたしておりますので、こうしたことを広報等で十分お知らせをして、まず本人がこういう状況であるということ、無料法律相談所もあるわけをございますし、また本人の行きやすいところでご相談をいただいて、過払い等が発生していないか、こうしたことも十分専門的な知識をお借りする中で、対処していくのが一番いいのではないかというふうに思っておりますので、今後とも広報の徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

ケーブルテレビの関係をございます、2011年7月24日ですか、地上デジタル化に電波が切りかわるわけをございます、今総務省でも国民に対する周知徹底をしていこうということであり、今ご指摘のように、テレビの買い換え、あるいはチューナー等もつけなければアナログから地デジというわけには、デジタル放送を見るということにはならぬわけをございます、今、チューナーもかなりの金額になっておりますけれども、数千円という方向を今国の方も目指されているようをございますので、そうしたことも期待しながらおるわけをございます、全般的には先ほど申し上げましたように、合併をいたしまして本当に町域も広くなったわけをございますし、現状基盤がそれぞれまちまちをございますし、こうしたことをやはり統一しながら、お互いが同じ情報を共有できるような、そうしたシステムの構築は避けて通ることはできないものであるというふうに思っておりますし、このことによってお互いが一つの町の考え方、進め方、そうしたものを共有できる手法としても、そしてまた今申し上げましたような電波法の改正等にも対応できるということもあるわけをございますし、適切な事業ではないかというふうに思っております。

当然のことながら、全体的には暮らしのための予算をとということであり、このことによってほかのことに大きな支障を来すようなことがあってはならないというふうに思っておりますし、十分ご指摘のとおり配慮しながら、これをしたから後のことはできないというようなことはないように、十分全体的な、あるいはまた中期的なビジョンも考えながら、こ

の事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、そうした中で、FAX機能を何とか残してほしいという思いも、特に丹波地域の皆さん方からはたくさんの要望あるいは意見を伺ってまいりました。現状、10年が経過いたしております、その心臓部の基盤が最近雷等で非常な打撃を受けておりまして、もうメーカーももとの基盤を保有していないということもありまして、非常に四苦八苦の状況で今動かしているわけでございますし、非常に一斉送信にも時間がかかっているということでございます。

最近、インターネットで、外国でその基盤が見つかったということで、一部回復をしておりますけれども、スタートした時点とははるかに機能低下をいたしているのが現状でございますし、この世界、技術革新は日進月歩でございます、もう10年もたつと本当に「そんなものを使っているのか」というような状況のようでございます。今大事にしながら使っておりますけれども、この先は到底無理であるという判断をいたしておるところでございます。

先ほども申し上げましたように、IP電話等に市販のFAXをつないでいただきましたら、一斉送信はできませんけれども、FAXとしての機能も使っていただけますし、市販されております部分も、そう高くないものも市販されておりますので、そうしたものを活用いただきながら、それぞれで対応いただけたらというふうに思っているところでございます。

町営バスの関係等につきましては、先ほど申し上げましたように、随時見直しを図りながら、やっぱり皆さん方が使いやすいようにしていただくことが大事なというふうに思っております。議会の皆さん方からもいろんなご意見をいただいたり、また委員会等でバスに乗っていただいたりしながら、いろんなご意見を伺いながら今日まで進めてこれることができたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、1年経過をいたしまして、いろいろ試行錯誤しながら、新たなバス停、あるいはまた廃止をしたところもあるわけでございますが、フリー乗降区間も増やして、できるだけ使っていただきやすい方向を目指しておるわけでございますけれども、スクールバスの空き時間という制約もありまして、便数を増やしたりとか、路線を増やしたりということが現状なかなかできないわけでございますが、仰せのとおり、一定利用される方は固定化されているとはいうものの、もう少し町民以外の方にも利用していただけるような方向も目指すべきではないかというふうに思っております。

また、そうした面で幅広くご意見をいただかなければならん状況が出てまいりましたら、検討委員会も立ち上げさせていただいて進めてまいりたいと思っておりますが、現在のところ、見直しをした直後でございますので、もう少し時間をいただきながら、検討委員会等については必要なときにまた皆さん方のご意見を承りながら、大きく考え方をえざるを得ないとい

うようなときに設置する方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

足らざる部分については、もしありましたら、所管課長から答弁をいただきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 医療費減免制度に関しての補足説明を申し上げたいと思いますが、まずはやはり保険税の納付をされているというのは当然前提になってこようというふうに思うわけでございまして、どういった方に一部負担金を減免するかということにつきましては、この規則に基づいて適正に判断させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 通学バスを主として運行しているということで答弁をされておりますが、そういうことでありましたら、今、瑞穂では小学校の統合問題なんかも検討されているところですが、またそういうふうに統合すれば、丹波でもひかり小学校を統合したことによってバス通学がたくさん増えたということではありますが、瑞穂におきましても、統合すればそういうことにつながり、新たにまた大型バスを購入しなくてはいけないというふうな、そういうことにつながっていくのではないかなというふうに心配するわけですが、その点についてはどのように考えておられますか。

それから、ケーブルテレビであります、いろいろとIP電話でありますとか、利用可能なそういうサービスのことを言っておられるわけですが、市販のFAXであれば設置ができるということではありますが、相手方が機能を持っていなければ、こちら側がつけてもそれは機能しませんし、それは会場でもそういうふうに意見が出ていたところでありまして、老朽化といえども、それが機能しないのであれば、町長が本当にもっとアンケートをとって、本当にみんなが何を一番望んでいるのかということで、そういう立場に立たれるのであれば、FAXが選択された場合にはそれに集中してやっていけばできないということはないのでありますから、例えば抽出してアンケートをとられましたけれども、アンケートをとって、みんなの意見を聞くという、そういうことが大切なのではないかなというふうに思いますが、それについてはどうでありますか。

また、チューナーをつければ、それはテレビを見ることはできますけれども、本当のケーブルテレビが訴えているきれいな画像でありますとか、そういうものはテレビを買わなくては、テレビは見られても、そういう魅力となっているサービスを受けるといったことはできないのであります。

この19億、17億、いろんな選択の仕方でお金が変わることが計画書にも載って

おりますけれども、和知・丹波の世帯数で割りましたならば、1世帯につき47万5,000円ぐらいの、そういう事業費になるわけで、あと超高速のブロードバンド機能ということで、インターネットとか、そんなものが早いこと機能するということにもなると思うんですが、本当に午前中もありましたが、高齢化しているそういう地域におきまして、そういうインターネット、超高速が利用できて、本当に利益を得る人がどれだけあるかということも考えなくてはけませんし、負担についてもかかってくるわけでありますから、もっともっと慎重にするべきではないかと思えます。

このIT政策というのは、国が本当に国の施策として、住民の利益云々よりも、国の施策として土木工事に替えて、そういうふうに進めてきているわけでありますので、頭から悪いとは言いませんが、本当にこういう暮らしの実態がある中で、こういう出費をしてということが本当によいのかどうかということも含めて、もっと慎重にするべきではないかなというふうに思えますので、アンケートを全戸へとられるのか、そういうことはされないのか、お聞きをしたいと思えます。

以上につきまして、再度お聞きをいたします。

それから、堆肥センターであります、酪農有機堆肥ができるのでありますので、今それはストックヤードをつくって、いろんなところに堆肥の使用を、農家へ勧めているところでありますけれども、たくさんの堆肥ができるわけでありますので、京都府下でも有数の酪農の地帯でもありますので、もっともっと有機の農産物をつくるという点でアピールして、よその町と差別化をした、そういう農業政策、もっと化学肥料ばかりではなくて、いろいろ計画も細かい計画書をつくって、本当にそういうまちづくりをやっていけばよいのではないかなというふうに思えます。

機械も、なかなか今の状況ではまた同じことの繰り返し、北部がされても完全なものにはならず、結局8,000万円余りの投資をされている酪農家の皆さんの期待に応えた、そういうものに工事がつながっていかないというふうに思えますので、最終本当に、酪農家のモラルというのものもあるかもわかりませんが、町が進めている工事でありますので完璧なものにして、酪農家が非難されることもない、そういうものに、だれもが本当に納得できる、そういう事業として完成をしていただくように思っております。

そのためには、私たち耕種農家もいろんな堆肥を使用することによってもっと元気が出る、そういう農業を中心にしたまちづくりにぜひとも頑張ることが大切だと思っておりますので、町長の決意をお聞きしたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） スクールバスの関係で、町営バスの運行等も非常に制約をされた中で現在進めておるわけですが、今後いろんな変化も起きてこようかと思えますし、その都度、そうしたときに、先ほど申し上げましたように、幅広く町民の皆さん方のご意見をいただきながら、住民の皆さん方の足を確保していくための方策としてどういうことが残されているのか、あるいはまた新たな発想に立って町営バスを運営していくのか、こうしたことは当然のことながら検討していかなければならないというふうに思っております。

また、ケーブルテレビによる情報の一元化等につきましては、今実施計画、設計等を進めておるわけですが、最終的にそうしたことも町民の皆さん方にもご理解をいただく中で進めていくのが本位でございますので、今後また所管します企画情報課で十分検討させながら進めてまいりたいというふうに思いますが、細部については課長の方から答弁をいたさせます。

また、堆肥センターの関係は、本当に酪農家の皆さん方にも多くの負担をいただきながら進めてきたわけですが、本当に完璧と言われるような方法がなかなか見出せないのが現状ではないかというふうに思っておりますが、その中でも、本来発揮すべき機能、そしてまたその制度、そうしたことが十分検証されないままに進んできたということは非常に申しわけなく思っておりますし、現状、その機能を理論的には十分可能だということでもありますので、施行の中での機能の低下につながるような部分については、先ほど申し上げましたように改善をしていかなければならないというふうに思って、今進めておるところでございます。

また、耕畜連携の農業、そしてまた特色ある農業、そしてまた安心・安全が今本当に求められておるわけですが、そうしたことを進めていくためにも、有機堆肥を使いながらそうしたことを進めることが非常に大事だろうというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたように、まずそのためには完熟堆肥をつくるということが求められるわけですが、十分施設を整備する中で、また実際管理をしながら使っていただいております丹波ユーキの皆さん方にも決して他人事ではないわけですが、自らが努力をする、そしてまたその施設を使いこなすということも大事ではないかというふうに思っていますし、そこには工夫も知恵も要るのでないかと。また、労力も惜しみなく、ただ採算性だけではなかなかこうしたものはうまく使っていくことができないのではないかというふうに思っています。

こうしたことも含めて、理解をいただきつつ、今進められておりますので、今後も行政としてできる限りのことは対応しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを

申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまの東さんのご質問でございますが、住民のアンケートにつきましては、昨年の地域情報化計画の中で、2,000人の方々を対象に無作為で町内の住民の方々にお送りをさせていただきまして、その回答のあったものを一応我が町の推計値としての値ということで参考にさせていただきながら、この計画の方を進めさせていただいております。

改めまして、それぞれの皆様方に対してアンケートをとらせていただくということは考えておりませんが、現在、インターネットの利用でございますが、総務省の方のホームページによりますと、現在インターネットを利用されている方々につきましては、人口比にいたしまして68.5%の方々がもう既にインターネットをお使いいただいているというような状況でございます。その中でもやはり今後の次世代になります超高速ブロードバンド化ということについては、やはり高速のインターネット、それですべての情報が取り入れられるということが一番望まれることでありまして、先ほども藤田さんのご質問にもありましたように、やはりこの町の中にも、Iターン等によりまして今後の集落の限界集落、あるいはまたそういう高齢の集落ばかりになるということではなしに、こういうところにお住まいいただきますとこれだけの環境も整備されているんですよというような、やはり地域の状況の今の基盤の整備というのは必要というふうに考えておりますので、改めてアンケートをとらせていただくことなしに、このまま計画を進めさせていただく予定というふうに答弁させていただきます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、2時15分からといたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいまから、平成19年第3回定例議会におきまして、通告書に従い、私の一般質問を行います。

次の4点について、町長と教育長にお尋ねをいたします。

1点目は、福祉施策についてのお尋ねをいたします。

来年4月から、お年寄りの医療制度が大きく変わろうとしています。75歳以上を対象とした新しい医療保険「後期高齢者医療保険制度」が発足するからです。この新しい制度は、高齢者を75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳の前期高齢者に分け、後期高齢者だけを切り離した医療保険制度にするものであります。これにより、家族に扶養されている人を含め、75歳以上のすべての後期高齢者から保険料を徴収するもので、お年寄りにはますます大きな負担となることが問題となってきます。

この後期高齢者医療制度導入は、高齢者が増えても大企業の保険料負担が増えないように、「高齢者の医療費は高齢者に払わせよ」という財界の要求に応える医療制度で、2006年の第164国会で成立した法律の一つであります。

現在は、すべての国民が年齢に関係なく、国民健康保険や組合健康保険、政府管掌健康保険などに加入しています。しかし、来年の4月からは、75歳以上の人は全員、今加入している国保や健保から脱退させられ、後期高齢者医療制度に加入しなければなりません。

この後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにつくられた広域連合が行います。広域連合は、都道府県や市町村と同じ、地方自治法に定められた自治体で首長が選ばれ、議会もあり、ここで保険料を決めたり、減免制度をつくったりするための条例が制定されるため、都道府県によって保険料が違うことになります。

また、医療給付費の財源の負担割合は、保険料、すべての高齢者の個人負担が10%と、支援金、これは若者の保険料40%が財源となります。しかし、若者の人口減少により、厚生省の試算によれば、2008年、1人当たり保険料、年額6万1,000円が、2015年には10%から0.8%増え、10.8%となり、年額8万5,000円になると推計されています。

また、この保険料は、介護保険と同様、年金から天引きをされます。保険料が天引きになるのは65歳以上で、国民健康保険に加入している人と、75歳以上の人のうち、年金額が月に1万5,000円以上の人であります。

厚生省は、保険料の年金天引きについて、「保険料を確実に徴収するため」と説明しております。介護保険料と医療保険料を合わせた額が受け取っている年金額の2分の1を超える場合は、医療保険料は年金から天引きしないとしています。介護保険料は天引きをされます。こうした年金からも、最大で半分まで保険料として引かれてしまうことになります。

そして、もう一つの問題点は、保険料が払えない高齢者から保険証を取り上げる仕組みになっていることでもあります。年金額が月1万5,000円に満たない人は、保険料を自分で納めに行かなければなりません。滞納すると短期保険証や資格証明書が発行され、低所得者

ほど医療を受ける権利が奪われる可能性が高くなります。

そこで町長にお尋ねいたします。

広域連合議会で保険料を決めたり、減免制度をつくったりするための条例が審議されますが、低所得者のための独自減免制度を制定したり、滞納者から保険証の取り上げをしないよう求めるべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

また、年金暮らしの高齢者の方にとって、介護保険に続き、医療保険も年金から天引きと、受け取る年金が目減りする中、残りの年金から公共料金、電気・ガス・水道・下水道・電話代・瑞穂ではケーブルテレビ等の基本料金だけでも毎月2万円余りは必要経費となります。あとの残りで、食費やら、また病院・薬代、そのほかの交際費等をやりくりしなければなりません。生活をする上での負担がますます重くなっています。こうした年金暮らしの高齢者の生活実態への町長の見解もお伺いいたします。

2つには、障害者医療費助成についてお尋ねいたします。

合併協では、旧瑞穂の例に統一すると確認されました障害者医療費助成が、旧町では対象とされていた4級の一部の方が対象外となりました。対象外となったことにより、医療費負担が増えたことで診療を控える方もあり、そのことで他の病気を誘発される方も出ています。

安心して治療を受けるためにも、合併協での調整内容に基づいて、身体障害者手帳4級を所持するすべての方が医療費助成を受けられるよう見直すべきと考えますが、どうでしょうか。

また、4級の方は何人おられ、そのうち対象外となっている方は何人でしょうか。お尋ねいたします。

2点目は、学童保育について、教育長にお尋ねいたします。

今、学童保育数と入所する児童が全国で増えてきています。2007年5月1日現在、学童保育数は1万6,652カ所で行われ、前年比で794カ所増えております。また、入所する児童数は74万3,837人で、前年比より6万人増となっております。京都府内では、26の自治体のうち、伊根町を除く25の市町村で、424の小学校に対し、371カ所の学童保育が実施されております。学童保育は、保育所と同じように、働きながら子育てする家庭にとって、ますます必要不可欠な施設であります。

本町には、8小学校のうち、3カ所で実施をされておられますが、送迎の必要な小校区では利用しにくいものとなっております。

旧瑞穂では、団地のお母さんや子育て真っ最中のお母さんたちが署名を集め、学童保育実施に向けて頑張っておられ、実現することとなりましたが、1カ所ということで、仕事を抜

けて送ることもできない、また3年生までということもあり、実施されるころには高学年になってしまい、利用できなくなったなど、せめて小学校区ごとに学童保育をしてほしい、そういう声もお聞きします。

経済的理由で共働きをする家庭にとって、安心して働き続けるために、学童保育を小学校区ごとに実施するとともに、学年も延長するなど、学童保育の拡充をすべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

3点目は、まちづくりについて、町長にお尋ねをいたします。

1つは、本町での町営住宅についてであります。

本町には、公営住宅をはじめ、特定公共賃貸住宅、特別賃貸住宅があります。特定公共賃貸住宅は、勤労者向けに建てられたものであり、今、経済的に厳しく所得が減る中でも基準に合わなければ出ざるを得ません。

条例の中に、「町長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額を行うことができる」とありますが、その家賃等の減免または徴収猶予は、入居者が災害等により著しい損害を受けたとき、その他、特別の事情がある場合において、町長が必要であると認めたときであります。

今、質美の住宅でも1年から空き家となっている住宅があります。ほかの団地でも入居者の出入りが激しいともお聞きします。若者定住、人口増を図る施策の一つとして、所得区分や入居者負担額を細分化するなど、入居しやすい改善策を研究することも必要ではないでしょうか。

2つには、都市公園事業についてお尋ねをいたします。

今、ひかり小学校の下に、8億6,000万円投入しての都市公園事業が進められておりますが、国も今、公共事業見直しをする中、本当に住民が望んでいる事業なのか。地元住民には説明はしているとのことではありますが、借金は京丹波町住民が背負うこととなります。地元の方の意見はもちろんです、幅広く住民の声を聞くべきではないでしょうか。例えば、町内の建築業者の仕事おこしとして、ここの計画土地を住宅の分譲地として再検討するなど、見直しすべきと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

4点目に、町道管理についてお尋ねいたします。

平成17年12月議会で、質美と富田を結ぶ七山峠の道路改修について質問をいたしました。利用度も確認しながら検討、精査したいとの答弁でありましたが、検討はされたのでしょうか。

また、この間行われました町政懇談会でも出されておりました町道の草刈りについて、特

に峠での草刈りができていないため、大変見通しが悪く危険であります。府道や国道は交通量が多く、バイクを運転される方にとっては怖いし、危険でもあります。住民の方からは、「町道の利用頻度と言われるのであれば、周辺部の町道は改修されにくいものになるのではないか。中心部も周辺部も税金は平等に払っている」という声もお聞きいたします。

そこで町長にお尋ねいたします。

交通安全の上からも、町道は利用頻度にかかわらず町の管理責任であると考えますが、町長の見解を伺います。

また、草刈りをしないことにより、最近、特にごみの不法投棄が増えております。不法投棄を防ぐためにも、曜日を決めてパトロールの強化することも必要ではないかと考えますが、あわせて町長のお考えをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

まず、福祉施策についてでございますが、広域連合で制定する条例につきましては、このほどそのたたき台が厚生労働省から示されたところであります。これをもとに、スケジュール的には11月の広域連合議会において制定される予定となっております。

したがいまして、現在、広域連合では府下の状況等を勘案しながら、保険料をはじめ、減免制度の取り扱い、また被保険者証の返還などについても検討が加えられているところであり、現時点におきまして私がお答えできることは限られておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、年金暮らしの方々の生活実態への見解につきましては、ご指摘のとおり、負担増により老後の生活不安が広がっていることは否めないところであります。このことは、単に高齢者の負担が増したということだけではなく、急速な少子・高齢化社会の財政収支をいかに保つかがすべての出発点でありますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

次に、障害者医療助成の件でございますが、本件については合併協議の中でその対象者が明記されており、この4級の一部に該当する65歳以上の方は、より日常生活において著しい制限があるとして老人保健へ移行することとなるもので、制度的にも整合性のある内容となっております。

「保健・福祉・医療の充実」は、本町の基本政策であります。財政の健全化を見据える中で制定させていただいたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、対象者につきましては、4級の手帳をお持ちの方が397人で、うち96人に福祉医療受給者証を交付いたしております。

次に、特定公共賃貸住宅についてでございますが、従来から公営住宅とは異なり、中堅所得者層の居住の用に供するために建設されたもので、入居者負担額についても一般の公営住宅よりも高額となっております。

特定公共賃貸住宅への入居所得基準は、控除後の月額所得が20万円から61万1,000円と省令で規定されておまして、この額を町で改定することはできません。

ただし、この所得基準はあくまでも入居時の際の条件でありまして、所得が20万円を下回ることもなっても、明け渡しの義務は発生いたしません。

さらに、特定公共賃貸住宅の公営住宅への所管替えについては、補助金返還や単独費による最新の整備基準への再整備など、費用面からも困難な面が多々あることから、現段階では不可能であります。

須知公園整備事業についてでございますが、地元と十分な協議を行った後に事業に着手したものでありまして、工事費を軽減するために、公共事業により不要となった土砂等を利用して進めておるところでございます。

今年度においても、公共事業による残土の搬入を受け、経費節減に努めながら事業を進めることといたしておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

また、ご指摘の住宅分譲地としても、過去検討されてまいったわけでございますが、買取単価、造成費等から採算が取れず、断念した経過がございます。

なお、須知公園の完成時期については、平成23年を予定いたしております。

町道の管理でございますが、町道七山峠につきましては、現状を調査して検討いたしましたところ、集落間を結ぶ連絡道ではありますが、府道等の整備により利用頻度が低いなどから、緊急に対策を講じる必要はないものと考えております。

また、町道の維持管理については、当然道路管理者である町が行うべきではありますが、集落内の住民が主として利用されることから、隣接の集落界までについては集落で除草いただきますようご理解、ご協力を賜りますよう、お願いをいたしたいと思っております。

以上、坂本議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） それでは、坂本議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、本町の学童保育所につきましては、町内3カ所で合計69名をお預かりいたしております。各学童保育所とも、複数の指導員が温かく見守り、時には指導を入れながら、子どもたちの健やかな成長を支えるため頑張っていたいただいております。適切な運営に努めているところでございます。

議員ご指摘の件でございますが、現状、平常時ではそれぞれの学校から各学童保育所までの間、対象の児童を教育委員会におきまして公用車で送っておりますし、また、夏休み等学校休業中につきましては、朝の受け入れ時間を若干早めるなど、弾力運用をしております、これら利便性の確保に努めておりますことをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） それぞれ答弁をいただきまして、再度お伺いいたしたいと思います。

まず後期高齢者医療制度であります。町長からも答弁があったように、今の段階ではまだ広域議会が開かれていないということで、確かにそうではありますが、今度その議会に町長と、そして議会からは議長が、本町としては議員として選ばれて出るわけありますので、その場におきまして、やはり先ほどから私も言っております、高齢者の方にとってのこうした医療費の保険料というものが、やはり年金暮らしの方にとってももちろんであります、とても高いものになってはいけないということでもありますし、やはり医療というものはみんなが安心して受けられるのが当たり前でありますので、そういった資格証明書、滞納することによって資格証明書を発行するというようなことがないようなことを、強く議会で意見を出していただきたいと思います。

その辺をもう一度お伺いしたいのと、それと保険料であります。年額、年間18万円以上の月1万5,000円以上の人であれば年金から引かれます。そういった方は、この京丹波町では大体何人ぐらいの方が対象になるのか、おわかりになったらお願いしたいのと、それと、またこの月1万5,000円以下の方であれば、普通徴収で本人が出向いて納めなければいけないということになっております。その方も、大体何人ぐらい本町ではおられるのか。

昨日いただいた決算の資料の中で、介護保険の大変未納の方も増えておるように、見たところあります。これとあわせて、またこういった医療費も保険料が引かれるとなれば、ますます滞納の方が増えてくる傾向が強いのではないかと危惧するのでありますので、ぜひそういった議会で独自の減免制度なり、そして、そういった滞納者が出た場合でも、やはり資格証明書などを発行しないということを求めていただきたいと思います。

次の障害者医療費助成であります。この障害者4級の方、いろんな年齢層関係なしに障害者手帳をいただいたら、4級の方がおられるんですけど、ある方はそのことによって仕事に、やはり病院に行けないから、どうしても体に変調を来すと。しかし、働かないと暮らせないからということで働くんですけど、それがまた悪循環となって、ほかの病気をまた

併発してきたというような相談も受けたんです。

やはり、これまで4級で医療費助成をいただいていたから、安心して病院に行けて仕事も行けていたのに、そのことによってこういうことになったということをご相談があったんですけれど、その辺、やはりこの合併協の中で旧瑞穂の例に合わすということになったのであれば、やはり見直しをするべきではないかと。そういった、困っておられる方が出てきているということは現にありますので、もう一度その点の見直しを考えていただきたいと思いません。

それと、高齢者の方の年金暮らしの方なんですけれど、町長も御存じであると思います。公共料金の基本料金というんですか、2万円弱ほどかかります。ちょっと調べました。これは、水道は丹波・瑞穂でも一番基本料金が2,625円、和知で、立米が違うんですけれど、大体同じ立米ぐらいにしたら1,800円。下水道の場合は、丹波は3,780円、瑞穂は3,500円、和知は大体1戸1人当たりという計算で1,500円ですか、違いますか。違うね、995円と504円やないかいね。ちょっと私の計算が違うのかもわかりませんが、1,500円で。

ガスの基本料金で、まず使わなくても2,500円ほど、そして、電気も基本料金自体で使わなくても大体ひとり暮らしの人で3,000円ぐらいは要ると、そして、電話も基本料金だけで、使っても使わなくても1,700円、ケーブルテレビは瑞穂のみであります2,000円、これにあわせて介護保険、これは21年度から3町統一するわけですが、それぞれ丹波で3,708円、瑞穂で2,900円、和知で3,600円、これはそれぞれ減免制度もありますが、所得制限もありますが、そういうことになっておまして、一応大体この介護保険なり医療保険を合わせれば2万5,000円近くなるんやないかと思えます。それに、生活をしていかなければならないので、何ぼ田舎におったかって、野菜はやっぱり種も買わなあきませんし、薬もやらなあきませんし、そういった諸々のこともしていましたら、本当に年金暮らしの方にとったら楽しみがないということをよく言われます。

うちも年寄り2人おりますが、私たちがおってでも「お金がない、お金がない」といつて言うぐらいなので、やはりそういった、今の町長の答弁では、「生活不安というのは確かに高齢者の方にはあるが、一概にやはりそれだけで個々の負担が増えているから生活不安になっているんやない」というようなことをおっしゃいますけれど、やはりお金があって、やはり今の時代、お金がないと暮らせないという時代なので、やっぱりそういった高齢者の方にとっては大変こういった公共料金の大きな負担もかかっていますので、今回のそういった医療費にかかわる、特に健康にかかわることでもありますので、ぜひ町長並びに議長も議会

で、広域連合の議会でそういった意見をしっかりと出していただきたいと、そのことをお願いしたいと思います。

それと、町営住宅であります。今所管替えは費用の面から無理であるという答弁をいただきました。所得基準として、20万円から61万1,000円とありますが、その所得の中の区分というものはもうちょっと細かくできないものなのか。そしたら、家賃も少しそれに合わせて、今、質美でしたら3つほどに分かれておりますが、それを4つにするとかして少し家賃を安くするとか、そういうことはできないのでしょうか。

それと、今、質美の住宅では、1戸ずつほんまに1年から空いていると思います。しかし、この住宅の条例の中にも、きちんと所得の条例に定められたものがありますが、なかなか滞納しておられる方もあります。そういった方も、やはりこういった住宅に入って、「ほんなら出なさい」とはなかなか言いにくいものでありますが、やはりそういった方はもう少し相談して、減免制度もあるということなんですが、それは災害なり、町長が認めたものでないと減免もできませんので、そういったやはりもう少し借りやすい、使いやすい、入居しやすいという家賃の工夫というものができないものか、もっと研究ができないものかお伺いします。もう一回、そういった研究はされたことがあるのかどうか、もう一回考えを見ていただけたらうれしく思います。

それと、都市公園であります。以前そういうことにも考えて、造成費等から断念をしたということですが、やはりこれだけ人口もだんだんと減ってきております。それで若者の定住、今も言いましたけれど、やはり三ノ宮のこの間住宅ができましたが、ほかの民間の借りておられた住宅からすぐ移ってこられる方もおられました。確かに、本当に家賃というものが生活費に食い込んでくるということがよくわかると思うんですけど、そういったやっぱり借りやすい、そして安く住宅を建てて、若い人たちに住んでいただけるということもまず第一ではないかなと思います。そういったことで、もう一回考えていただくことはできないのか。

それと、町道の件であります。七山は頻度が低いということであります。しかし、先ほども言いましたけれど、周辺部はほんならどこを基準に持って頻度と言われるのか、何人通ったらここは後々に置くというのか、そういった基準を、やはり住民の方は納得ができないと思います。1人、2人通っても、その方にとってはやはり重要な道でありまして、諸内峠の場合はよくバイクで道の駅に出荷されるんです。バイクの荷台に農作物を持って、道の駅によく行かれるんですけど、もう草が本当に両わきから、車なんか来たら本当にもうどっちも見通しが悪いので、一回私も、バイクの方がひっくり返ったことがあって、幸いけ

がはなかったんですけど、ほんまに見通しが悪かったです。

そやから、その頻度と言われるその基準、何人通ったらそこは改修するとかいうことがあるのか、その辺をお伺いします。

それと、今も言いましたけれど、ごみの不法投棄、今までは瑞穂のときは郵便局と、よく局員さんと提携して、集配するときにごみがあったり、そして穴ぼこがあったり、また民家のお年寄りのことの様子なり、そういったこともよく知らせてくれることがありましたが、今、それこそ民営化になってから、郵便屋さんもそれどころやない、とても大変忙しくて、距離だけでも大変な中で、そういった不法投棄のことも見ておられないと、そんな余裕はないということであるんやないかと思えますけれど、大変本当にごみが増えております。

やはり草刈りをきちっとしないと、いろんなよそから来る人もあれば、どんどんごみの山になり得るのではないかと。一回、町長も通っていただけたら、うれしいかと思えます。

七山と諸内と、まだほかの町も確かに、私はまだそこまで行けておりませんが、そんなところもあるんやないかと思えますので、やはり頻度頻度と言うんじゃなくして、やはり町道は町が管理すべき町道でありますので、ぜひ住民の方も確かに協力しながら、年に2回ほどの道づくりのときに草刈りもしております。しかし、七山は途中まではしますが、諸内の場合はそこまでは何もできておりませんので、そういったところも住民は、刈らなあかんとかいう、そういった熟知はできていないんじゃないかと思えますけれど、その辺の話し合いもやはりきちんとしていただいて、住民にお願いするのであれば、やはり「ほんなら油代は町が持つからお願いする」とか、やっぱりそういったお互いに町をきれいに、環境づくりに協力するといった点でも、そういった行政からの話し合いもすべきではないかと考えますが、その点、再度お伺いします。

それと、学童保育に教育長の答弁をいただきました。69名、参加者で、そして、公用車で送迎をしているということ、私はそこをちょっと知らなかったんですけども、瑞穂のときは、できた経過が、先ほども言いましたお母さんと一緒に署名を取って学童保育を実施できたんですけども、桧山の開発センターの1カ所ということで、なかなか質美の小学生、団地に、住宅におられる子どもさんは行くことができなかつたんですけど、お母さんが送っていったりはできないので。だから、そこら辺がもう少し話が煮詰まっていなかつたんじゃないかなとは思ってますけれども、そして、桧山の今学童保育に行かれていた子どもさんも3年で、4年からもう高学年になるので、対象外になるということで外れるんですけども、やっぱり続けてもっと行きたいなという子どもさんもおられました。

そういった、3年になったから一人でおうちで大丈夫とか、そういうことはそれぞれのお

子さんの関係もありますし、ご家庭にとっては、やはり一人で留守番をさせるということは、とても今の時代、心配なことも起こり得ると思いますので、その学年の延長、そのことも考えるべきではないかと思いますが、その点も再度お伺いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、後期高齢者医療制度の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、今、府下の状況等を十分検討されながら、それぞれの課題について案をまとめられているというように思っています。

議員仰せのとおり、さまざまな部分で高齢者にしわ寄せがいかないような制度になるように願っているところでありますけれども、おっしゃるようにすべてのことがその中に網羅されるということもなかなか難しいのかもしれませんが、十分参画させていただき議員として、そうしたことも確認をしながら望んでまいりたいというふうに考えております。

また、障害者医療助成等につきましても、さらに年金暮らしの高齢者の生活等につきましても、本当にそれぞれご事情もよくわかるわけでございますけれども、まずはそうした方が本当に安心して暮らしていただけるような体制づくりを一日も早くしなければならぬというふうに思っておりますけれども、そうしたこともやはり急速な少子・高齢化社会へ向けてどう私どもの町が財政収支を整えていくかということにもなるわけでございますし、健全化を目指す中で、そうした本当に日々の暮らしに不安をお持ちの方が安心して暮らしていただけるような施策が展開できるように、努力をしてまいらなければならないというふうに思っております。

今後、十分今承りましたようなことも念頭に置きながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

特公賃の関係等につきましては、また担当課から答弁をさせますが、町道の利用頻度をどう見るかということもあるわけでございますが、今ご指摘の諸内峠等につきましては、いかにもあそこではバスの通行にも支障がある、あるいはまた峠を越えるのはいかにも難しいということもありまして、府道改修等も進められて、立派な道が皆さん方の熱意で完成しているというふうに思います。

それと同時に、これまでの町道も廃道にはしていないわけでございますが、現状、いわゆる改善をした中で、あれもこれもというのもなかなか維持がしにくい点もあって、本当に管理者として十分でないことは承知をしておるわけでございますが、一定支所等にも草刈りの燃料代ぐらいは準備をいたしておりますので、またその辺は町がするといいますが、結局皆さん方の税金でございますので、相談をさせていただきながら、お互いできる分は助け合

いながら進めていかざるを得ないのではないかというふうに思っています。

また、七山峠も、それは時間的には5分程度短縮できて、町の一体感を持つためにも、そうした道路も整備をするべきではないかということでございますが、事業報告にも書かせていただきましたように、本当に多くの路線、また延長を抱える町道でございますので、もっとも日常生活に直結した町道の改修、改良等も要望がたくさん出てまいっておりますので、順次そうした皆さん方の思いも配慮しながら、計画的に進めてまいりたいというふうに考えておまして、そうした観点からは、いましばらく七山峠にすぐさま手をつけられる状況にはないということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） それでは、京丹波町特定公共賃貸住宅設置及び管理に関する条例施行規則に基づきます、第16条に基づきます減額申請につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、特公賃の入居の契約なんでございますけれども、そのときに決めます家賃につきましては、設置及び管理に関する条例の別表第2に、それぞれ契約家賃ということで提示をいたしております。したがいまして、契約されますと、その次に減額申請を出していただきまして、所得証明もあわせてなんでございますけれども、その所得に合わせまして、同施行規則の別表第1に掲げております負担額によって決定するという順序になっておまして、減額申請につきましては、特公賃に入っておられる方すべてが申請をされ、認められているという状況でございます。

それから、入居者負担額の細分化ということなんでございますけれども、当町につきましては省令で決まっておりますので、変更することはできません。

ただ、入居されまして所得階層が上がった場合でございますけれども、それにつきましては、いきなり次の負担額になるんじゃないしに、施行規則の第19条に定めておまして、4年をかけて上がっていくという、そういう規則になっております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 学童保育の関係でございますが、教育委員会がお送りしておると申し上げましたのは、瑞穂地区ですと、桧山小学校の対象児童については指導員が歩いて迎えに行っておりますし、あと明俊小学校、三ノ宮小学校にも該当児童があるわけでございますが、これは長距離になりますので、教育委員会の車で学校が終わりましたら学童保育所まで運ばさせていただいておるといようなことございまして、当然、帰りの迎えは保護者の

方にお世話にならんなんらんとというような状況でございます。

それと、ある程度、3年生以上にというようなこともあったわけですが、今年から4年生でどうしても夏休み等、1日監護ができないというような家庭もあるわけございまして、そういった方々のご要望も受ける中で、今年度試行的に、夏休み期間中におきましては4年生も受け入れをさせていただいたというようなことございまして、今のところ、これ以上広げる考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、最後に、1点だけ町長にお伺いしたいと思います。

なかなかちょっと私も調べ切れていなかったのわからないんですけど、本町の年金の平均というものは大体どのぐらいなのか、わかりましたらお願いします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） まことに申しわけございませんが、年金の平均というのはちょっとまだ統計的にはとっておりません。満額で79万2,100円ということでございます。

先ほどのご質問、ちょっと今一緒に説明させていただきますが、天引きの対象者でございますけれども、これも逃げるような答弁になりますが、12月の10日までに、ただいまのスケジュールで申しますと、年金保険者から経由機関を通じまして市町村に対して特別徴収対象者情報を通知するという事になっておりますので、それを待ちたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時00分